

第486回（定例）福崎町議会会議録

令和元年9月6日（金）  
午前9時30分開会

1. 令和元年9月6日、第486回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	河嶋重一郎	8番	竹本繁夫
2番	松岡秀人	9番	柴田幹夫
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	山口純	11番	高井國年
5番	小林博	12番	城谷英之
6番	石野光市	13番	前川裕量
7番	木村いづみ	14番	北山孝彦

11番 高井國年議員は午前10時30分に早退

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主査 塩見浩幸

1. 説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教育長	高寄十郎	公営企業管理者	福永聡
技監	吉栖雅人	会計管理者	小幡伸一
総務課長	山下健介	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	尾崎俊也	地域振興課長	松田清彦
住民生活課長	谷岡周和	健康福祉課長	三木雅人
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	成田邦造	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	大塚久典		

代表監査委員 鳥岡照義

1. 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

第4 報告第10号 第30期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について

第5 報告第11号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第6 報告第12号 議会の委任による専決処分の報告について（学校施設空調設備設置工事）

第7 議案第49号 教育委員会委員の任命について

第8 議案第50号 大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管

- 理者の指定について
- 第 9 議案第 5 1 号 平成 3 0 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 0 議案第 5 2 号 平成 3 0 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 議案第 5 3 号 平成 3 0 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 議案第 5 4 号 平成 3 0 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 議案第 5 5 号 平成 3 0 年度福崎町水道事業会計決算認定について
- 第 1 4 議案第 5 6 号 平成 3 0 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
- 第 1 5 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度福崎町下水道事業会計決算認定について
- 第 1 6 議案第 5 8 号 平成 3 0 年度福崎町水道事業剰余金処分について
- 第 1 7 議案第 5 9 号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 6 0 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 1 9 議案第 6 1 号 福崎町情報公開条例及び福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第 2 0 議案第 6 2 号 福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 6 3 号 福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 6 4 号 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 議案第 6 5 号 福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議案第 6 6 号 福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 議案第 6 7 号 福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 2 6 議案第 6 8 号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 2 7 議案第 6 9 号 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 2 8 議案第 7 0 号 令和元年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 9 議案第 7 1 号 令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 3 0 議案第 7 2 号 令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 3 1 議案第 7 3 号 福崎町道路線の廃止及び認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1 0 号 第 3 0 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
- 第 5 報告第 1 1 号 平成 3 0 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- |       |           |  |
|-------|-----------|--|
| 第 6   | 報告第 1 2 号 | 議会の委任による専決処分の報告について（学校施設空調設備設置工事）                    |
| 第 7   | 議案第 4 9 号 | 教育委員会委員の任命について                                       |
| 第 8   | 議案第 5 0 号 | 大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管理者の指定について                 |
| 第 9   | 議案第 5 1 号 | 平成 3 0 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について                         |
| 第 1 0 | 議案第 5 2 号 | 平成 3 0 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                 |
| 第 1 1 | 議案第 5 3 号 | 平成 3 0 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について                |
| 第 1 2 | 議案第 5 4 号 | 平成 3 0 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                   |
| 第 1 3 | 議案第 5 5 号 | 平成 3 0 年度福崎町水道事業会計決算認定について                           |
| 第 1 4 | 議案第 5 6 号 | 平成 3 0 年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について                        |
| 第 1 5 | 議案第 5 7 号 | 平成 3 0 年度福崎町下水道事業会計決算認定について                          |
| 第 1 6 | 議案第 5 8 号 | 平成 3 0 年度福崎町水道事業剰余金処分について                            |
| 第 1 7 | 議案第 5 9 号 | 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                    |
| 第 1 8 | 議案第 6 0 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について       |
| 第 1 9 | 議案第 6 1 号 | 福崎町情報公開条例及び福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について                 |
| 第 2 0 | 議案第 6 2 号 | 福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                    |
| 第 2 1 | 議案第 6 3 号 | 福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について                     |
| 第 2 2 | 議案第 6 4 号 | 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について                               |
| 第 2 3 | 議案第 6 5 号 | 福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について                     |
| 第 2 4 | 議案第 6 6 号 | 福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                    |
| 第 2 5 | 議案第 6 7 号 | 福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について                            |
| 第 2 6 | 議案第 6 8 号 | 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 7 | 議案第 6 9 号 | 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について         |
| 第 2 8 | 議案第 7 0 号 | 令和元年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について                          |
| 第 2 9 | 議案第 7 1 号 | 令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について                  |
| 第 3 0 | 議案第 7 2 号 | 令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について                    |
| 第 3 1 | 議案第 7 3 号 | 福崎町道路線の廃止及び認定について                                    |

## 1. 開会

議長 皆さん、おはようございます。

第486回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初秋の季節になりましたが、まだ暑い日が続く中、皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、7月1日付で職員の異動があり、その内容についてはご承知のことと存じますが、このたび新しく公営企業管理者、まちづくり課長になられた方々からご挨拶を受けたいと思います。よろしくお願ひいたします。

公営企業管理者 失礼いたします。7月1日付で公営企業管理者を拝命いたしました福永聡でございます。

上水道、下水道といった住民生活に身近な生活インフラの業務運営の責任者として、安全・安心、そして安定してサービスが提供できますように、微力ながらではございますけれども、目いっぱい努めてまいりますので、皆様のご指導ご鞭撻をよろしくお願ひ申し上げます。

まちづくり課長 失礼いたします。私も先ほど管理者同様7月1日にまちづくり課長を拝命いたしました山下でございます。

まちづくり課は、道路、河川といったインフラ整備のほか、まちづくり施策の都市計画や建築関係まで幅広い業務を担当させていただいております。住民の方々の生活に直結する非常に重大な業務であり、その責任の重さを感じているところでございます。安全・安心なまちづくりに向け、全力で取り組んでまいりますので、これからも議員の皆様方のご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長 ありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第10号から議案第73号までの報告3件、議案25件の計28件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。

定足数に達しております。

よって、第486回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第486回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

2番、松岡秀人議員

9番、柴田幹夫議員

以上の両議員をお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。  
会期の決定の件を議題といたします。  
去る8月30日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から9月27日までの22日間としたいと思いますが、異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から9月27日までの22日間といたします。

### 日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。  
6月20日の第485回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局より報告させます。  
事務局 議会活動報告をいたします。  
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。  
6月22日、福崎小学校において、福崎町子ども会球技大会が開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。  
7月16日、市川町保健福祉センターにおいて、市川右岸広域道路整備促進期成同盟会設立総会が開催され、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。  
7月30日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会臨時総会、及び、平成30年度議長研究会が開催され、議長が出席いたしました。  
翌31日、人と防災未来センターを視察いたしました。  
8月28日、ラッセホールにおいて、第2回地方行政課題研究会が開催され、議長が出席いたしました。  
9月1日、たつの市揖保川河川敷において、令和元年度兵庫県・播磨広域合同防災訓練が開催され、議長が出席いたしました。  
そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。  
以上です。

議 長 以上で、議会活動報告を終わります。  
また、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。  
次は、議案の上程及び議案説明であります。これより、報告第10号、第30期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、議案第73号、福崎町道路線の廃止及び認定についてまでの、28件を議題といたします。  
これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆様、おはようございます。  
第486回定例議会を招集しましたところ、全員のご出席を賜り、ありがとうございます。  
令和元年9月議会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。  
世界の情勢に目を向けますと、アメリカと中国の貿易戦争の報復の連鎖がとまりません。世界第1位と2位の経済大国の貿易戦争に世界が動揺をしています。また、お隣の国、韓国と日本の関係も微妙であります。ここへきて、政治とは別のものとして一定の理性が働いていた経済、安全保障、文化交流の面でも行き違いが見られるのが残念です。こんな時だからこそ、人の往来を妨げたりしないで、

海外旅行やいろいろな交流は続けてほしいと願うものです。

さて、40年来の福崎町の課題であった福崎駅周辺整備の完成が見えてきました。これまで事業の推進にご尽力やご協力いただいた方々の顔が浮かんでまいります。完成により器はできますが、最終の目的は駅前のにぎわいをもたらすことです。今からが大事だと気を引き締めています。

また、そのためには駅へのアクセス、駅からのアクセスがまだ不十分だと思っています。福崎高校東の湯口踏切から北への県道甘地福崎線の北伸と、みなと銀行北側の都市計画道路福崎駅田原線の法線を見直し、夢のある道路の延伸につなげたいと思っています。

今年の夏は、昨年と比べますとまだ過ごしやすかったような気がしますが、これから台風シーズンを迎えるに当たり、警戒は怠れないと思っています。

町内には内水の弱点が2カ所あります。播但連絡道路南ランプ付近と福崎駅から福田大歳神社あたりであります。駅前には駅周辺整備に合わせて駅東雨水幹線工事が完了しました。また、現在、駅東雨水幹線につなぐ福崎高校前の横断管の工事を進めており、JR福崎駅前については、より安全度は高まるのではないかと思います。南田原の川すそ雨水幹線工事は計画的に事業を進めています。直谷第2雨水幹線は、事業採択を受けて今年度詳細設計に取り組んでいます。安全、安心のための整備を着実に進めているところであります。

続いて、各課からの報告をさせていただきます。

総務課では、令和元年度実施の職員採用試験の募集を締め切りました。申し込み状況ですが、一般行政職は2人程度の採用予定に対して36人、保育教諭2人に対し7人の応募がありました。土木職については1人募集しましたが、応募はありませんでした。1次試験は今年22日、日曜日に神戸医療福祉大学で実施します。

次に、選挙管理事務についてですが、選挙人名簿の定時登録者数は、9月1日の基準日現在、男7,429人、女8,102人、計1万5,531人となり、前回の6月基準日より50人の減となっています。

企画財政課では、第2期福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に着手し、8月19日に第1回目のワーキンググループの会議を開催しました。現総合戦略の検証と第2期の原案の作成を進めています。

町有地売却に係る土地4画地の入札を実施しました。その結果、旧福崎南保育所の跡地を含む2画地に応札があり、売買契約を締結しました。

統一的な基準による地方公会計の平成29年度決算における財務書類4表を作成しました。説明書及び資料につきましては、議会事務局に備えています。

税務課では、町税等の納税通知書及び介護保険料納入通知書を6月14日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月16日に発送しました。

固定資産評価台帳の縦覧を4月1日から6月30日まで行い、縦覧閲覧件数は、法人14件、個人48件、計62件ありました。なお、評価額に対する異議申出はありませんでした。

滞納整理対策委員会では、債権管理条例に基づき、税・使用料等の債権管理台帳を作成し、情報の共有化を図るとともに、徴収計画に基づき、関係課と連携しながら徴収に取り組んでまいります。

地域振興課では、第46回福崎夏まつりを8月9日に福崎東中学校校庭で開催しました。今年は晴天に恵まれ、早い時間帯から多くの人出があり、会場いっぱいの来場者でにぎわいました。総おどりでは、町内企業や各種団体が、それぞれ華やかなプラカードを先頭に連を組んでくださり、大きな踊りの輪ができました。

また、祭りのクライマックスは、企業協賛による打ち上げ花火で、夏の夜の癒やしのひとときを楽しんでいただきました。町内の事業所を初め、協賛金をいただきました多くの方々に、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。

6月議会におきまして指定管理者の指定をいただきました2つの観光交流センターについて、愛称が決定いたしました。応募件数155件の中から、選定委員会による審査を経て、駅前観光交流センターは「フクちゃんプラザ」、辻川観光交流センターは「サキちゃんプラザ」と決まりました。10月の供用開始に向け準備を進めています。

住民生活課では、神崎郡消防操法大会が6月23日に神河町神崎小学校において開催され、小型動力ポンプの部で庄分団が優勝というすばらしい成績をおさめました。

本年度の交通安全モデル地区に西光寺自治会を指定し、7月6日に西光寺区の住吉神社で交通安全祈願祭を行いました。

秋の全国交通安全運動が9月21日から30日までの予定で実施されます。

健康福祉課では、予防接種事業において4月から風しん抗体検査及び風しんの第5期定期予防接種が追加されました。未接種者には、今後も個別勧奨や広報にて周知を図ります。また、今議会において補正予算を計上しています。

7月は、社会を明るくする運動強化月間で、1日には福崎駅、ライフ福崎店、ラ・ムー福崎店において街頭啓発を行いました。11日には、市川町文化センターで神崎郡住民大会が開催されました。

9月は老人福祉月間で、3日に文化センターで老人芸能慰安会を開き、曲芸・落語・歌謡ショーでお楽しみいただきました。4日には最高齢者宅を訪問し、長寿を祝福させていただきました。各自治会においても数々の敬老行事が予定されています。

農林振興課では、ため池の持つ貯水機能や生物生息など多面的な役割について学ぶため池教室を9月27日に田原地区で地元の協力を得ながら開催いたします。

人と動物とのすみ分けを図るため、山林の見通しをよくする野生動物共生林整備事業を八千種地区で進めており、8月22日に関係集落で事業説明会を開催しました。今年度は、現地の測量・調査を行い整備計画を作成し、来年度は整備工事を実施します。

まちづくり課では、福崎駅利用者の利便性の向上と駅へのアクセス強化など、にぎわいと憩いの創出を目的として進めている福崎駅周辺整備が9月末に完成します。10月6日には、関係者のご列席のもと、事業の完成記念式典を行います。

橋梁補修では、橋梁架け替えや補修工事の進捗を図るため、まちづくり技術センターに支援を求めながら、定期点検を実施しています。

コミュニティバス「サルビア号」等の充実については、トヨタ・モビリティ基金助成金を活用し、福崎駅、西部工業団地、溝口駅等を結ぶ福崎町・姫路市連携コミュニティバス「ふくひめ号」の運行社会実験の実施など、10月1日の改編に向けた準備を進めています。

上下水道課では、水道事業において、老朽化した亀坪地区の配水管の更新工事を実施します。また、南田原地区約1,400件の各戸メーター替えを10月から実施します。

下水道事業汚水整備では、処理施設の長寿命化を図るため、浄化センターと農集6地区のストックマネジメント計画の策定を進めています。

福崎町東部工業団地造成事業では、詳細設計を進めており、農振除外の完了に合わせ、用地買収に着手します。また、開発許可申請などの法手続についても、

関係機関との協議を進めています。

学校教育課では、町内の小・中学校の普通教室と特別支援教室への空調設備の設置が完了し、7月1日から使用を開始しました。暑くなる時期に間に合わせることができ、児童、生徒、保護者の方にも喜んでいただいております。

子育て支援における計画的な事業推進に向けた第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務に着手しました。福崎町子ども・子育て会議でご審議いただきながら計画策定を進めていきます。

遠野市との児童交流事業として、8月26日から28日にかけて、小学校6年生の児童15人が遠野市を訪問しました。柳田國男先生に遠野の昔話を伝えた佐々木喜善ゆかりの土淵小学校の児童との交流を行い、両市町のきずなを深めたほか、いろいろなことを体験し、多くのことを学び、大変有意義な時間を過ごすことができました。

中学校の体育大会を9月14日に、小学校の運動会を9月21日にそれぞれ小・中学校で開催します。

社会教育課では、福崎町子ども会球技大会が6月22日に福崎小学校で開催されました。多くの応援の中で、熱戦が繰り広げられ、ソフトボールは大門子ども会が優勝、西治・西谷子ども会が準優勝に、またバレーボールは、板坂・桜子ども会が優勝、新町子ども会が準優勝に輝きました。これらの4チームは、7月6日に市川町で行われた神崎郡大会に出場し、ソフトボールで大門子ども会が優勝の栄冠を手に入れました。

大庄屋三木家住宅では、7月13日、風鈴づくりイベントを行い、子どもたちの作品を手づくり風鈴展として、8月25日まで展示いたしました。

第40回山桃忌は、「柳田國男・井上通泰と文学」をテーマにし、開催いたしました。第1部は、講演、シンポジウムを、第2部は、出雲神楽を上演いただき、多くの来場者を迎えることができました。

自治会ソフトボール大会は、8月17日から5日間の熱戦が繰り広げられ、優勝は板坂自治会、準優勝は辻川自治会で幕を閉じました。

図書館では、恒例の行事となりましたキャンドルナイトを9月13日の夕暮れから開催いたします。

さて、今議会に提出した議案は報告3件、議案25件の計28件です。

報告第10号、第30期株式会社もちむぎ食品センター決算報告については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第30期の決算内容を報告するものであります。

報告第11号、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものです。

報告第12号、議会の委任による専決処分の報告については、学校施設空調設備工事を2億6,765万2,080円に変更契約したため報告するものです。

議案第49号、教育委員会委員の任命については、現委員石川治氏が令和元年9月30日をもって任期満了のため、さらに同氏を推薦することについて議会の同意を求めるものです。

議案第50号、大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管理者の指定については、両施設の指定管理者に株式会社PAGEを指定するものです。指定の期間は、令和元年10月1日から令和23年3月31日までです。

議案第51号、平成30年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定から、議案第54号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで

は、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。

議案第55号、平成30年度福崎町水道事業会計決算認定についてから、議案第57号、平成30年度福崎町下水道事業会計決算認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものです。

議案第58号、平成30年度福崎町水道事業剰余金処分については、議案第55号に関連するもので、未処分利益剰余金のうち2億3,982万4,926円を処分したいので議会の議決を求めるものです。

議案第59号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方自治法等の改正により、非常勤職員等が新たに会計年度任用職員として改正されることに伴い、給与、費用弁償に関し条例制定するもので、令和2年4月1日から施行するものです。

議案第60号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、議案第59号に関連するもので、地方自治法等の改正により関連する13条例を改正するもので、令和2年4月1日から施行するものです。

議案第61号、福崎町情報公開条例及び福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、要配慮個人情報の取り扱い等についての改正をするもので、公布の日から施行するものです。

議案第62号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、町営住宅の入居要件として連帯保証人を設定していますが、その連帯保証人の居住条件を町内から兵庫県内へ改正するもので、公布の日から施行するものです。

議案第63号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、申請すれば住民票や個人番号カードに旧氏を現在の氏と併記する取り扱いが開始されることに伴い、印鑑登録証明書にも旧氏を併記できるよう改正するもので、令和元年11月5日から施行するものです。

議案第64号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例については、介護人材の処遇改善等のため報酬改定が実施されることにより、介護予防支援計画及び介護予防ケアマネジメント手数料を改正するもので、令和元年10月1日から施行するものです。

議案第65号、福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付け利率等を改正するもので、公布の日から施行し、改正後の福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用するものです。

議案第66号、福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、占用料等の額は消費税法に基づく税率を乗じた額を加算するとしていますが、今後、町有施設全体で使用料等の見直しを計画していることから、10月1日に予定されている消費税率の改正が反映しないようにするための改正で、令和元年10月1日から施行するものです。

議案第67号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、指定給水装置工事事業者の指定更新制度が導入されることに伴い、条例を改正するもので、指定更新手数料を1万5,000円と定め、あわせて現行の指定手数料

を1万5,000円に改正し、令和元年10月1日から施行するものです。

議案第68号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、国の示す基準の改正にあわせ、食事の提供に要する費用の取り扱い等を改正するもので、令和元年10月1日から施行するものです。

議案第69号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、利用乳幼児に対する保育等が適切かつ確実に行われ、また、満3歳以上の幼児に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう連携施設の確保義務の緩和等を定めるもので、令和元年10月1日から施行するものです。

議案第70号、令和元年度福崎町一般会計補正予算（第3号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ9,460万円を追加し、歳入歳出総額を83億1,190万円とするもので、歳出の主なものは、税還付金1,100万円、税外還付金900万円、橋梁改修費3,960万円、都市計画総務費で福崎町・姫路市連携コミュニティバス運行社会実験事業1,210万円、体育館運営費でトレーニング機器購入500万円などです。地方債補正は、変更で道路橋梁整備事業の限度額を1億3,590万円とするものです。

議案第71号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出総額を19億5,640万円とするものです。

議案第72号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ540万円を追加し、歳入歳出総額を17億550万円とするものです。

議案第73号、福崎町道路線の廃止及び認定については、道路法の規定に基づき、3級377号線を廃止し、2級2363号線を新たに認定することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が3件、人事案件が1件、決算が7件、剰余金処分1件、条例制定1件、改正が10件、補正予算が3件、その他2件の全28件となっています。

詳細説明は、副町長、担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。

議長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

#### 日程第4 報告第10号 第30期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について

議長 日程第4、報告第10号、第30期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてを議題といたします。本件に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 報告第10号、第30期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご説明申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは、本町が2分の1以上を出資している法人であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定によりその決算及び事業計画について報告させていただくものです。

まず、1ページの事業報告で概要を申し上げます。

飲食関係全般に売り上げが低迷する中、もち麦の強みを生かし、団体客を積極的に受け入れたことにより、売り上げの確保に努めました。

部門別としましては、販売店や売店部門でもち麦精麦の販売が好調であったことや、贈答品としての取り扱いが増えていることに加え、団体利用はレストランや売店の売りに貢献いたしました。また、売店ホール照明器具のLED化や、乾燥設備のボイラー部品改修による経費節減、犬走りの補修や雨どい交換などの施設修繕、調理台やショーケースの更新にも取り組みました。

次に、決算報告として、4ページの損益計算書をごらんください。

売上高合計は、1億7,542万7,668円、売上原価は期首棚卸高、商品仕入高、当期製品製造原価の合計から、期末棚卸高を差し引いた1億581万2,727円で、差し引き売上総利益は、6,961万4,941円となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、5ページに内訳をお示ししておりますとおり、給料手当や販売促進費、支払手数料や保険料などの合計5,495万5,009円で、営業利益は1,465万9,932円となっています。

町からの補助金などの営業外収益を含めた経常利益は1,642万627円、法人税等を差し引いた当期純利益は、1,094万6,779円となりました。

売上原価の7行目、当期製品製造原価9,112万43円の内訳を6ページ、製造原価報告書としてお示ししております。

材料費は、3,189万4,428円、労務費は、レストラン、売店、麺工場等に係る人件費で、4,178万6,177円、製造経費は、そうめん、精麦、カステラなどの外注加工費や水道光熱費、保険料などの1,743万9,438円、総製造費用並びに当期製品製造原価は、同額の9,112万43円となりました。

次に、3ページにお戻りください。貸借対照表でございます。

まず、資産の部、流動資産は、現金及び預金から仮払金まで合わせて8,310万4,701円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、金融機関等への出資金や保険積立金で1,051万1,092円、資産の部合計は9,361万5,793円で、前期と比較しますと約430万円減少しています。

主な要因としましては、現金及び預金が1,025万5,000円の減、売店改修工事等により有形固定資産が355万円の増、生命共済加入による投資等の保険積立金が150万4,000円の増などとなっています。

負債の部では、流動負債が、買掛金から商品券までの1,710万2,072円、固定負債は、町からの借入金7,800万円で、負債の部合計は9,510万2,072円です。

純資産の部は、資本金が3,000万円、利益剰余金は、繰越利益剰余金がマイナス3,148万6,279円で、純資産の部合計は、148万6,279円のマイナス、負債及び純資産の合計は、9,361万5,793円という状況であります。

7ページの株主資本等変動計算書をごらんください。

貸借対照表の純資産の部において、第30期に変動があった項目をお示ししています。

変動額については、いずれも当期純利益1,094万6,779円によるものですが、繰越利益剰余金及び利益剰余金合計が期首残高マイナス4,243万3,058円から、期末残高マイナス3,148万6,279円に、株主資本合計及び純資産の部合計は、期首残高マイナス1,243万3,058円から、期末残高マイナス148万6,279円となっています。

また、8ページには、重要な会計方式に係る注記として、棚卸資産の評価方法や減価償却の方法、消費税の会計処理における採用方式を記述するとともに、株

式の発行総数が600株であることをお示ししております。

また、9ページには、監査報告書を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

次に、第31期実施計画書について、11ページをごらんください。

第31期の売上高は、前期計画額1億7,000万円に実績や経済状況を加味した1億6,750万円を目標に定め、町からの借入金早期返済に取り組むため、経常利益1,294万円を見込む計画としております。

以上、報告第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

#### 日程第5 報告第11号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長 日程第5、報告第11号、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第11号について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成30年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を附して、9月議会に報告をさせていただくものであります。

意見書につきましては、議案書に添付しておりますので、ご参照願います。

それでは、議案の2ページ目をお開きください。

まず、健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、各会計において赤字額は発生しておりませんので、該当いたしません。

実質公債費比率は11.0%、将来負担比率は127.9%です。それぞれの指標における早期健全化基準並びに財政再生基準は、表にお示ししております。報告第11号資料に算定内訳等を添付しておりますので、資料に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページをお開き願います。

実質赤字比率は左上の一般会計等が対象でありまして、実質収支額を標準財政規模で除した、マイナスの3.03%となりました。実質収支が黒字の場合はマイナス表示となります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計等に全ての公営事業会計、特別会計を加えたものが対象でありまして、右下になります。全会計における実質収支及び資金剰余額を標準財政規模で除した、マイナスの22.86%となりました。

実質公債費比率につきましては、資料の4ページをお願いいたします。

実質公債費比率の対象となる公債費等は、①の元利償還金の額から、②③を除きました⑦一時借入金の利子までの合計が該当しまして、⑧の特定財源から、⑩の密度補正の元利償還金の合計につきましては、特定財源や普通交付税算入分など、公債費等から除外する要因となる項目であります。

算定結果は中段の右寄りになりますが、平成30年度単年比較では10.46663%と平成29年度単年度に比べ約0.32%好転しており、3年平均では11.0%で、前年度は11.5%でありましたので、0.5%好転しております。

3カ年平均における好転した要因は、平成27年度と平成30年度の比較になりますが、一般会計の地方債の元利償還金が約7,150万円増加したものの、公営企業に要する経費の財源とする地方債償還の財源に充てたと認められる繰入金金が約6,950万円、一部事務組合の起こした地方債に充てたと認められる負

担金が約3,710万円、それぞれ減少、また災害復旧費等に係る基準財政需要額が約5,740万円増加したこと、分母を構成する標準財政規模が約1億1,150万円増加したことが主な要因であります。

単年度の好転要因としましては、これも一般会計の地方債の元利償還金が約680万円増加に加え、元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額が4,070万円減少したものの、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てたと認められる繰入金約5,830万円減少したことが主な要因となっております。

将来負担比率につきましては、資料5ページをお願いいたします。

対象となる将来負担額は、上段に記載しております一般会計等の地方債現在高から退職手当負担見込み額までの各項目で、合計は下段の算式中A欄、192億8,705万3,000円です。この将来負担額に対する充当可能財源等は中段にお示ししておりますとおり、合計額は下段のB欄、136億8,383万円、差し引き実質負担額は56億322万3,000円です。これを標準財政規模から普通交付税に算入された公債費等を控除しました43億8,092万2,000円で除したものが将来負担比率で、127.9%となります。前年度は137.6%でありましたので、9.7%好転をしています。

好転の要因ですが、充当可能基金の約9,010万円の減少、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額の約1億120万円の減少があるものの、公営企業等繰入見込額の約7億9,220万円の減、組合等への負担見込額の約1,930万円の減、退職手当負担見込額の約7,800万円の減などにより、実質的な将来負担額が約3億6,710万円減少したことが主な要因となっております。

最後に、公営企業会計における資金不足比率等につきましては、資料6ページをお開き願います。

資金不足額・剰余額につきましては、資料6ページ右から7列目、(8)の列になりますが、法適用企業会計の水道事業、工業用水道事業、決算は下水道事業一本ですが、ここでは地方財政状況調査、いわゆる決算統計の数値を用いますので、公共下水道事業と農業集落排水事業に分けておりますが、これらの資金不足額・剰余額は、主に流動資産から流動負債を控除したものが資金余剰額であります。いずれの会計も資金収支は黒字であり、資金不足は発生をしておりません。

以上が、各指標の概要であります。よろしくお願い申し上げます。

日程第6 報告第12号 議会の委任による専決処分の報告について（学校施設空調設備設置工事）

議 長 日程第6、報告第12号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 報告第12号、議会の委任による専決処分について、地方自治法第180条第2項の規定により報告させていただきます。

この報告は、設計図書と現場の相違により工事内容の一部を変更し、請負者テラマエ設備工業株式会社と8月19日付で工事請負契約の変更契約を締結したことによるものです。

工事請負額は、変更前契約額2億7,324万円から558万7,920円を減額し、変更後の請負額を2億6,765万2,080円としたものです。

詳細につきましては、資料によりご説明させていただきます。

報告第12号資料をごらんください。

上の表は、工事概要を示したものです。小学校4校と中学校2校の普通教室60室と特別支援教室18室に空調設備を設置し、そのための電気工事と建築工事を行ったものです。設置教室数に変更はございません。

契約変更の概要は、資料の下側の表をごらんください。

建築工事で電気配管や空調配管を機動的に行うため、仮設足場に変えて高所作業車を使用したことにより、仮設足場で約80万円の減、高所作業車で約170万円の増、安全管理で交通整理員の減でございますが、資材の搬入出や外部作業の時間帯を休日または平日の午後3時以降としたこと、また各学校において児童生徒に対して工事作業範囲内へ近づかないことなどの指導を徹底していただいたことなど、安全対策への協力が得られたことなどで、交通整理員の配置が540人から24人となったことで、約650万円の減となりました。

以上、報告第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

#### 日程第7 議案第49号 教育委員会委員の任命について

議長 日程第7、議案第49号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

副町長 議案第49号、教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て行います。教育委員会は、教育長と4名の教育委員で組織されており、教育に関する事務の管理、執行を行います。委員の任期は4年です。

現教育委員の石川治氏が令和元年9月30日で任期満了となることから、再任をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものです。

それでは、石川治氏の経歴を紹介させていただきます。お手元の経歴書をごらんください。

石川治氏は、昭和33年生まれの61歳。住所は、福崎町福崎新295番地2、昭和56年3月に神戸学院大学法学部法律学科卒業、56年7月に社会福祉法人姫路市社会福祉事業団に勤務され、平成23年4月から同事業団のしらさぎ園園長、平成29年9月から姫路市総合福祉通園センターの事業長などを歴任、平成31年4月からは同事業団の事務局専門員として在職されています。役職歴は、平成10年4月から4年間、福崎町消防団長、平成15年4月から4年間、中播磨地域教育推進委員、平成13年4月から平成27年3月まで14年間は福崎町公害対策審議会委員を歴任され、それぞれの分野で行政の推進にご協力をいただきました。現在は、平成26年5月からNPO法人兵庫県レクリエーション協会理事、平成30年4月から福崎町子どもいきいきクラブ実行委員会委員長に就かれています。

教育委員は、平成19年10月に就任され、ボランティアグループの代表など、これまでの経験に裏打ちされた幅広い見識を生かし、福崎町教育の充実、発展に積極的に取り組んでいただいているところです。その行動力、実行力に大いなる信頼と期待を寄せており、誠実で人望も厚い人柄からも教育委員として適任であると確信しております。

議案第49号資料としまして、石川氏の私の抱負をお示ししておりますので、ご参照いただき、ご賛同いただきますよう、よろしくお願申し上げます。

議長 議案説明の途中ですけど、休憩に入ります。

再開は、10時45分といたします。

◇

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前 10 時 45 分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
なお、高井議員から早退届が提出されましたので、報告しておきます。

日程第 8 議案第 50 号 大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管理者の指定について

議 長 日程第 8、議案第 50 号、大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

社会教育課長 議案第 50 号、大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

大庄屋三木家住宅及び福崎町辻川界限歴史・文化館の指定管理者として、株式会社 P A G E を指定しようとするもので、指定期間につきましては、令和元年 10 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日までの 21 年 6 カ月間としています。

指定管理者の選定に当たりましては、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に基づく指定管理者選定委員会を設置しまして、候補者の選定を行ったところです。

選定結果につきましては、議案第 50 号説明資料の 10 ページをごらんください。

非公募により株式会社 P A G E を指定管理者の候補者として選定した理由は、さきの議会においてご承認いただきました駅前観光交流センターと辻川観光交流センター同様に 4 施設の一体的な管理運営が望ましいとしています。

また、これまでの経緯としましては、昨年 12 月に福崎町文化観光まちづくり協議会の構成員である一般社団法人ノオトと株式会社神戸新聞社が新たなまちづくり会社、株式会社 P A G E を設立しました。双方の強みを生かした古民家や文化財の面的な活用と地域のにぎわいづくりに向けた事業展開に期待するところです。また、まちづくり分野において、行政の補完的機能を担い得る団体として、今年 1 月に株式会社 P A G E を都市再生推進法人に指定し、官民連携のまちづくりを推進しているところです。

これらのことから、選定理由としまして、株式会社 P A G E の構成員は、福崎町文化観光まちづくり協議会の委員として福崎町とともに各施設の利活用方策について検討してきたこと、及び都市再生特別措置法に基づく地域のまちづくりを担う法人として福崎町が指定している都市再生推進法人であること、また、一般社団法人ノオトが古民家や文化財の活用において実績が豊富で、かつ国とともに検討を進める有識者であること、及び株式会社神戸新聞社は情報発信や旅行事業の実績が豊富であることは、公募によらない指定管理者の候補者の選定等を規定した福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条に該当することから、非公募により株式会社 P A G E を指定管理者の候補に選定しています。

資料の 2 ページに戻っていただきまして、事業計画書の管理運営の基本方針と

して、まず大庄屋三木家住宅では、三木家住宅を活用することで、その価値を広く多くの人々に伝え、地域の活性化や文化の振興を図ります。民間活力により宿泊施設とレストランとして有効活用し、さらには建物の保存・継承に寄与しますとしています。辻川界限歴史・文化館でも同じく、福崎町の歴史と文化の魅力をより多くの人に知ってもらい、地域の活性化を図ること、また、日本遺産である銀の馬車道がこの辻川を通っているという立地を生かし、カフェと宿泊施設として運営することで、観光客を呼び込みますとしています。

続きまして、事業効果を上げる創意工夫につきましては、資料3ページにお示ししております。

集客・誘客促進としまして、ウェディングセレモニー、音楽イベントなどにも活用し、文化的な観光コンテンツの充実を図り、まちの集客力とブランド力の確立を目指します。シェフ・イン・レジデンスの取り組みを継続し、地域食材を使ったメニューを考案するなど、地域とクリエイティブ人材をつなぐ取り組みを行います。観光客誘致策としましては、株式会社PAGEを構成する神戸新聞社グループの神戸新聞旅行社が着地型観光商品を造成し、全国地方新聞旅行協議会と連携して、全国的なプロモーションと販売を展開しますとしています。

7ページには、三木家住宅の施設活用計画図をつけております。

副屋、離れ、内蔵、米蔵、角蔵を5つの客室に、酒蔵をレストランとする計画としております。

8ページには、歴史・文化館の施設活用計画図をつけております。1階をブックカフェ、2階は客室を2室つくる計画としております。

続きまして、収支計画書を資料の5ページにお示ししております。

指定開始は令和元年度であります。準備工事のため、開業は令和2年10月を目標としておりますので、令和2年度からの収支計画となっております。株式会社PAGEの収入としましては、宿泊施設運営会社から得る家賃収入のみを計上しています。支出の項目につきましては、減価償却費、事務費、管理費、法人税の計上をしています。収支差し引きにつきましては、令和5年度から黒字化、減価償却の終わります令和18年度から約300万円で安定する計画となっております。参考としまして、宿泊運営会社の収支見込みを6ページに掲載しております。1人当たりの宿泊単価は平均2万2,000円で、稼働率は33%、レストランではランチ2,000円、ディナー5,000円で単価設定し、平均稼働率は約40%として、年間300万円の利益を見込んでおります。

続きまして、指定開始をさせる上で協定する協定書としまして、資料の11ページをごらんください。

まず、第1条の目的には、指定管理者として施設の管理を適正かつ円滑に行うため必要な事項を定めると規定しており、第2条は指定管理させる施設の表示、第3条には指定期間を21年6カ月と定めています。第4条では、PAGEが行う管理業務に対し、指定管理料は支払わない旨、記載しております。また第5条には業務内容、第6条は委託の制限、第7条、第8条には休館日と利用時間、利用料金と飲食料金に係る条例・規則で規定している内容を定めています。第11条では事業報告の義務、第17条では補助金を伴う事業であることから所有権の帰属を規定するとともに、第18条では施設、設備及び備品の無償貸与と修繕に係る費用負担を規定し、文化財施設部分は福崎町が負担、宿泊・飲食に係る設備部分の修繕・更新は指定管理者が負担することと定めております。第20条には、明け渡し時の収去義務、第22条には、指定の取り消しや業務停止とその場合の費用負担について定めています。第24条には、原状回復義務と指定管理者が投

資した費用については請求できない旨を記載しております。なお、資料14ページの第31条に記載しておりますとおり、この協定書は、本議会で議決をいただいた後、本協定とすることとしているものです。

以上、議案第50号に関する提案説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 日程第 9 報告第 5 1 号 平成 3 0 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第 1 0 報告第 5 2 号 平成 3 0 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 1 1 議案第 5 3 号 平成 3 0 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 1 2 議案第 5 4 号 平成 3 0 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長 日程第9、議案第51号、平成30年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12、議案第54号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの計4件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

会計管理者 議案第51号から議案第54号までの4議案につきまして、決算書及び議案説明資料により、概要説明をいたします。

まず、議案第51号は地方自治法第233条第3項の規定により、一般会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を附して、議会の承認を求めるものでございます。

まず初めに、お手元に配付いたしております決算書の一般会計の256ページをお願いいたします。決算書の256ページは実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が89億7,885万3,648円、歳出総額87億6,796万3,489円、差引額2億1,089万159円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額5,108万8,000円で、実質収支額は1億5,980万2,159円となり、令和元年度へ繰越いたします。

257ページから263ページまでは、財産に関する調書で、公有財産、物品、基金及び債券の保有内容をお示しいたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、決算の概要につきまして説明させていただきます。

議案第51号説明資料の1ページをお願いいたします。

平成30年度一般会計の決算概要につきまして、この説明書により、割愛しながら朗読して、説明をさせていただきます。

歳入総額は89億7,885万3,648円で、5億1,580万5,810円、対前年度比6.1%の増となりました。

内訳は、第1款の町税32億2,331万4,506円から、第21款の町債の11億6,393万5,000円まででございます。

主な増減内容につきましては、歳入総額の35.9%を占める町税では、納税義務者数の増加により、個人町民税は356万3,859円、対前年度比で0.4%の増。一方、法人町民税は、中小企業優遇税制による一部中小企業の設備投資の増などにより4,568万5,700円、対前年度比13.1%の減。固定資産税の土地は、地価の下落がなお続いているため、601万4,493円、対

前年度比1.1%の減、家屋は、評価替え年度のため在来分の評価替えによる減額となり、2,324万8,616円、対前年度比3.1%の減、償却資産は、昨年、大型の設備投資をした法人が投資を控えたことにより、854万7,154円、対前年度比1.6%の減となりました。

続きまして、2ページでございます。

地方交付税は、普通交付税、特別交付税合わせて1,947万4,000円、対前年度比1.6%の増となりました。

使用料及び手数料は、住宅使用料やし尿くみ取り手数料などの減により、127万2,733円、対前年度比1.6%の減、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金などの減により、1,675万5,453円の減で、対前年度比1.6%の減、県支出金は地籍調査事業補助金などの増により、9,990万4,583円の増、対前年度比20.3%の増、財産収入は土地売払収入の減により、6,582万8,158円、対前年度比で87.2%の減、寄附金はふるさと応援寄附金の減により、1,810万1,170円、対前年度比で42.5%の減、諸収入は2,680万1,628円の減で、対前年度比7.4%の減、町債は2億5,434万4,000円の増、対前年度比28.0%の増となりました。

続きまして、3ページをごらんください。

歳出についてでございます。歳出総額は87億6,796万3,489円、不用額は2億7,933万6,511円となりました。

議会費では、定例会4回と臨時会2回が招集され、議案80件、報告10件、請願2件、意見書2件、発議3件について慎重に審議いたしました。それぞれについて、適正妥当な結論を導き、議会の権能と責任を果たすよう努め、町民にわかりやすい開かれた議会活動と円滑な議会運営を行いました。

総務費の一般管理費では、町民と町職員がともに学習して、よりよい福崎町をつくるための福崎まちづくり出前講座を実施。また各種施策の実現のため、住民からの意見、提言を直接聞く行政懇談会を12自治会で実施いたしました。

遠野市との交流事業として、10月6日に開催された遠野市産業まつりの開会式に町長が出席したほか、特産品の販売、もちむぎかけ麺の提供を行いました。

次に、会計管理費では、公金収納について関係課と連携し、口座振替の推進に取り組み、業務の効率化を図りました。

財産管理費では、工事・業務の発注について、指名・一般競争入札を実施し、公平・公正な入札事務に努めました。

庁舎管理事業では、老朽化した設備の入れ替え・改修を実施しました。また、庁舎整備の一環として、埋蔵文化財事務所の空調機器の更新、第二庁舎については男子トイレの洋式化を行いました。

防犯灯設置事業では、児童の安全な通学路確保や関係自治会からの設置要望等により防犯灯14基を設置いたしました。

庁用車集中管理事業では、車検、タイヤ交換など適正な維持管理に努めました。また、集中管理用庁用車購入時において、軽四自動車1台を購入いたしました。

財政調整基金等積立事業では、財政調整基金については歳入の余剰分がなかったことにより利子分のみの積み立てとなりました。ふるさと応援基金については、ふるさと納税ポータルサイトの追加と記念品の拡充等を行いました。記念品を寄附額の3割以下に抑えるなどの総務省通知や、その趣旨を守らない一部の自治体に寄附が集中し、当町の寄附金額は減少いたしました。

企画費の総合計画策定事業では、第5次総合計画後期基本計画の策定において、コンサルタントに住民アンケートの実施や人口推計の算出等の策定支援業務を委

託し、住民アンケートによる現状把握やまちづくり委員会による提言の反映、職員で構成される策定委員会やワーキンググループ等での協議を経て、諮問機関である総合計画審議会にて審議を重ね、後期基本計画を策定しました。

地域振興費では、参画と協働のまちづくりを進めるための自律（立）のまちづくり交付金事業や婚活サポート事業、地域交流広場事業、アドプト事業、住民参加による福崎まつりや民俗辻広場まつり事業、また民俗学の父・柳田國男のふるさとを全国に発信するための全国妖怪造形コンテスト事業を実施しました。

交通対策費では、町内小・中学校からの通学路危険箇所改善要望に基づき、通学路における標識、啓発用看板、カーブミラー等を設置し、交通事故の防止に努めました。また、町内の各認定こども園、小学校、中学校において、各種交通教室を行いました。平成30年の福崎町内交通死亡事故はゼロでした。

徴税費では、口座振替制度を推進し、納税者の利便性を図り、利用者は平成30年度末で4,223人となりました。滞納整理については、兵庫県からの住民税整理回収チームの派遣を受け、滞納処分を実施いたしました。

続きまして、4ページです。

戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号（マイナンバー）制度について、住民に個人番号カードの使い道などの広報活動を行い、引き続き個人番号カードの写真無料撮影やカードの休日申請受付など住民サービスに努めました。

選挙費では、平成31年3月29日告示、4月7日執行の兵庫県議会議員選挙の準備及び期日前投票に係る作業として、公営ポスター掲示場の設置、入場券の発送等を行いました。

統計調査費では、主として国の委託統計を実施しており、平成30年度は学校基本調査、工業統計調査、住宅土地統計調査を実施しました。

監査委員費では、公正で合理的かつ能率的な行政運営確保のため、年間監査計画に基づいて定期監査を4日、例月出納検査を12日、決算審査を5日、延べ21日間の監査を行いました。また、全国監査委員協議会及び兵庫県町監査委員協議会が実施する委員研修などを受講する等、研さんを積みました。

民生費の社会福祉総務費は、社会福祉事業に要した経費で、主な支出は、民生委員・児童委員の活動に要した経費、社会福祉協議会への委託料、補助金、巡回バスの運行補助に要した経費、戦没者慰霊塔の管理等に要した経費及び国民健康保険事業特別会計の繰出金でございます。

社会福祉協議会運営委託事業では、見守り給食サービス事業及びふくちゃん弁当事業を社会福祉協議会で一体的に実施することにより、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の対象者を一体的に把握することができ、効率的に事業を実施しております。また、町内各小・中学校の児童生徒に対する福祉教育の推進、ボランティアと協力しての介護予防教室の実施、地域リーダーを育成してのミニデイサービスの運営支援など、平成30年度も住民力を活用して継続実施ができました。

巡回バス運行事業では、まちなか便は通勤などにも利用できるように運行時間を前倒しをするとともに、福崎駅への早期便の運行を行いました。また、運転免許証自主返納の利用に便利な福崎警察署前バス停の設置などを行いました。そのほか、買い物バスや市川町連携コミュニティバスなど、新たな試みも実施しました。

障害福祉費では、心身に障害のある方が地域で安心して暮らせるように、関係団体や機関と連携を図りながら障害への理解を深め、障害のある方のライフスタイルに応じた情報提供やサービス提供を行いました。また、65歳未満の重度障害者児の介護者に介護手当を支給し、その生活の安定と在宅福祉の向上を図りま

した。

国民年金一般事務費では、住民に対する国民年金制度の周知に努め、姫路年金事務所と協力・連携を密にして、未加入者・未納者の解消に取り組み、町民一人一人の年金権の確保に努めました。

老人福祉費では、高齢者自身が要介護状態にならないよう予防し、能力、経験を生かし、生きがいを持って安心して暮らせるような生活支援を基本に各事業に取り組みました。

外出支援サービス事業では、65歳以上の要介護高齢者35人が延べ555回通院等で利用され、高齢者の保健福祉の増進に努めました。

人生いきいき住宅助成事業では、5件の助成を行い、この事業の実施により住環境が改善され、高齢者及びその家族の利便性の向上が図られました。

続きまして、5ページです。

医療助成費では、福祉の増進を図るため、医療費の自己負担金の一部を助成し、高齢期移行者医療以外の一部負担金については町単独施策として、自己負担なしの医療費無料を継続しました。平成30年度も乳幼児等医療費助成事業及び子ども医療費助成事業の所得制限をなくし、全ての子育て世帯の医療費負担を軽減することができました。

老人ホーム運営費では、入所者の自主性と思いやりの心を育て、家族との連携を図りながら、地域の人とのふれあいを大切にし、明るく楽しく生き生きとした老人ホームづくりに努めました。

老人憩いの家管理費では、町民を初め地域住民の憩いの場として利用者によりよいサービスの提供に努めました。また、劣化が進んでいました外壁塗装や屋上防水改修工事など修繕工事を行い、適正な維持管理を行いました。

児童福祉総務費では、児童の健全な育成のため、交通災害遺児並びに障害のある児童に対して年金の支給、障害のある児童及び父子・母子家庭への就学援助を行いました。

学校教育課における子ども子育て支援事業では、令和2年度から令和7年度を計画期間とする福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画策定に向け、小学生以下の子どもがいる町内の全世帯を対象にアンケート調査を実施いたしました。

保健センターにおける子ども・子育て支援事業では、福崎町子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うため、要支援者を把握し、ケアプランを作成しました。また、子育て支援者連絡会を開催し、要支援者の情報共有を図りながら、適正な継続支援につなげました。発達に課題のある子どもについては、サポートファイルを作成し、適切な支援が継続できるよう小学校等へ引き継ぎを行いました。

児童手当費では、次代を担う子どもの健全な育成と資質の向上、家庭生活の安定を目的として、年3回の児童手当を支給いたしました。

次に、保育所費では、保護者の就労等の事情により町外の保育所を利用した児童について、利用した私立保育所及び公立保育所へ委託費を支払いいたしました。

認定こども園費では、入園児童の健康と安全を確保しつつ、創意工夫を加えながら、年齢に応じた教育・保育を実施しました。特別保育として、午後7時までの延長保育事業や保護者の都合により緊急的・一時的に家庭で保育できない1号認定子どもの一時預かり事業及び在宅児童の一時預かり事業を実施いたしました。

子育て支援施設費では、福崎幼稚園内に子育て支援センターを、文化センター内に西部子育て学習センターを、田原幼稚園内に東部子育て学習センターを設置し、子育て親子の出会いの場、地域の高齢者と交流の場等、集いの場の提供を行

いました。

学童保育費では、福崎小学校の余裕教室を利用した福崎西部学童保育園と田原小学校体育館北の福崎東部学童保育園において学童保育を行いました。年齢の異なった子どもたちが家庭的な雰囲気の中で宿題をした後、自主的な活動を通して仲よく協力しながら放課後を過ごしました。土曜日は、福崎東部学童保育園においてセンター方式により学童保育を実施いたしました。

続きまして、6ページでございます。

衛生費です。保健衛生総務費は、救急医療体制整備、保険事業協力団体等への負担金及び補助金と、母子保健事業及び食育推進事業など、保健行政に係る経費で、福崎町第2次食育推進計画・健康増進計画に基づき、各事業を実施しました。

母子保健事業では、家庭訪問、乳幼児健康診査、健康教育に加え、妊娠期から子育て期にかけ切れ目のない支援を行うため、産前産後サポート事業等の充実を図りました。

食育推進事業では、食育推進計画に基づき、妊娠期から乳幼児、高齢者までの各世代に対して食育事業を展開しました。平成30年6月には、これまでの活動が認められ、大分市で行われた農林水産省所管の第13回食育推進全国大会において、福崎町食育推進委員会が食育活動表彰を受賞しました。

予防接種事業では、平成29年度から実施している1歳から中学3年生の子どもに対するインフルエンザワクチンの接種費用一部助成を継続して行い、学級閉鎖の防止と保育の確保、感染による発病と重症化予防などに努めました。

成人保健事業では、女性のがん検診受診率向上啓発事業として、役場庁舎のピンクリボンライトアップと町内商業施設2カ所で検診受診を呼びかける街頭啓発を行いました。

公害対策費では、工場等からの公害発生を未然に防止するため、主要事業場と公害防止協定を締結し、事業場からの排水調査をするとともに、主要河川の水質調査やゴルフ場からの周辺環境への影響を監視するため、関係する池や河川の水質を調査しました。また、福崎工業団地、福崎企業団地において促進してきました公共下水道への接続につきまして、未接続の事業場に対する働きかけにより、目標どおり平成30年度末には操業中の34事業場全ての下水道接続に係る公害防止協定の協議が完了いたしました。

自然保護費では、自然歩道の補修や維持管理を行い、利用促進を図るとともに、住民が自然に触れ親しむことができるよう、田原、八千種地区の福崎東エリアの自然歩道を中心とするコースで第29回福崎町自然歩道を歩こう大会を開催しました。町内外から1,335名の参加がありました。

し尿処理費は、し尿くみ取りに要する経費と中播衛生施設事務組合への負担金です。

ごみ処理費では、ごみ収集に要する経費とくれさか環境事務組合への負担金で、ごみの排出抑制、再利用、リサイクルを主とした廃棄物循環型社会の形成を目指しました。

次に、農林水産業費の農業委員会費では、農地法に基づく農地の許認可など法令事務を初め、遊休農地などの管理指導を行い、農地の確保と有効利用に取り組みました。

農業振興費では、農業の持続的発展を図るため、力強い農業経営を展開できるよう支援するとともに、特産もち麦の産地振興並びに農産物の生産、供給体制を整え、地産地消を推進しました。

次、7ページでございます。

体験農園事業では、春から秋にかけての体験農園を設置し、園児・小学校児童を対象に作物の植えつけから収穫までの農作物体験実習を実施し、農への関心を高め、食育活動の一環として効果的に行うことができました。

農地集積・集約化支援事業では、集落レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体への農地の集積を初め、それ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等が記載された人・農地プランの作成及び見直しを支援いたしました。

農業人材力強化総合支援事業では、人・農地プランを作成した集落で、地域の中心となる経営体への位置づけがなされた青年就農者の営農活動を支援しました。

中山間地域等直接支払推進事業では、農業生産条件が不利な中山間地域等において農業生産活動として耕作放棄地の防止活動、水路、農道の管理活動、農用地と一体となった周辺林地の管理等を支援しました。

多面的機能支払交付金事業では、高齢化の進行、農業の担い手不足により集落機能が低下し、適切な維持管理が困難となっている農地・農業用施設等の地域資源に対し、農地や水等の資源保全を図り、将来にわたって農業農村の基盤を支えるため、地域ぐるみで行われる取り組みを支援しました。

地方創生推進事業では、地方創生推進交付金を活用し、産学官連携による地域住民が主体となって地域の課題を解決するための方策の一つとして、軽トラ市等による地域活性化の実証実験を兵庫県立大学に委託して実施しました。

農業構造改善施設運営費は、春日ふれあい会館と春日キャンプ場の運営経費と施設運営に要した経費で、平成30年度はふれあい会館前駐車場にできた陥没箇所の修理をいたしました。また、キャンプ場の消火栓格納庫と消防用ホースが老朽化していたため入れ替えをし、利用者に安全に使っていただけるようにしました。

国土調査費では、地籍調査を行った土地については、正確な所有者、地番、地目及び境界、地籍に関する事項が明確となり、登記、固定資産税等、多方面に活用されるようになりました。新たに予定している山崎・福田・高岡・田口の一部地区については、所有者の調査を行う必要があるため、令和元年度へ事業を繰越いたしました。

高岡・福田地区ほ場整備推進事業は、高岡・福田地区の農地を大区画に整備するもので、経営農地の集団化及び生産性の向上と合理化などを図るため、令和4年度の完了を予定に平成29年度から着手しております。

山崎地区ほ場整備推進事業は、活力ある農業・農村を築き、生産組織の育成を強化することを目的とするもので、平成30年度は調査設計業務及び集団化業務を実施しました。

ため池整備事業費は、地震や豪雨等によるため池等農業用施設の災害を防止し、農村地域や防災力向上を図るための経費です。ため池の耐震性等の調査や計画策定、専門技術者による点検を定期的に行いました。

林業振興費は、森林の有する多面的機能の持続を図るための里山整備や森林整備、有害鳥獣駆除に要した経費で、松くい虫被害木の伐倒を実施し、環境保全と景観の改善を図りました。有害鳥獣駆除事業については、福崎町猟友会と連携して駆除活動を行い、鳥獣被害から集落を守るため、福田区に防護柵を設置し、農林業被害の軽減に努めました。

次、8ページです。

商工費の商工総務費は、企業誘致と工業団地調整池の維持管理及び工業団地造成事業の公営企業化に向けた準備費用等です。平成30年度末現在の操業状況は、福崎工業団地24社、福崎企業団地11社、福崎町東部工業団地8社の計43社

となり、全ての分譲が完了しています。

商工業振興費では、福崎町商工会による福崎町なっ得商品券の発行や、産業活性化緊急支援事業による町内商工業者の活性化と消費拡大、町制度融資による資金融資を行いました。観光ルートを拡大し、観光客へのおもてなしの向上を図るため、もちむぎのやかたの施設や設備に係る修繕、更新を実施するとともに、辻川界限公衆便所及び七種山バイオトイレの清掃業務管理委託を行い、美観の維持に努めました。また、福崎町観光協会の事業活動に対する支援に努めました。

観光振興事業では、辻川山公園の日常管理に努めるとともに、福崎観光大使を起用し、広域的な観光PR活動を実施しました。また、福崎町観光協会ホームページやフェイスブック等で積極的な情報発信を行いました。福崎夏まつりの花火大会に協賛するほか、七種山、辻川山、日光寺山、春日山周辺のクリーン作戦を実施することで、町内観光スポットの清掃美化活動にも取り組みました。そのほか、既存の観光案内板等の維持管理に努めました。

ひょうご地域創生交付金事業では、新たな観光スポットとして定着しつつある妖怪ベンチを5基追加して、観光客が周遊して楽しめる仕掛けづくりを行いました。また、妖怪ベンチマップもつくり直し、全ての妖怪ベンチを見つけやすいようにしました。観光拠点となる駅前と辻川において、〇〇まるしえを開催し、住民のにぎわいづくりに努めました。

消費者行政費では、経済環境の変化や生活の情報化、サービス化に伴って多様化してきた消費生活の中で、町民がより安全で安心して生活ができるよう環境問題や契約・取引の適正化に関する問題等に積極的に取り組み、消費者被害を未然に防止するための講座開催や新しい生活情報を提供することにより、自立する賢い消費者の育成を図りました。

企業会館運営費では、指定管理者の福崎工業団地協議会に企業会館の運営及び管理を委託し、委託料を支出しました。また、平成30年度は空調機更新工事を実施しました。

土木費の道路改修費では、道路の損傷が激しい箇所への道路維持補修及び街路樹剪定や道路清掃などの美化活動を推進し、安全で安心な道路として通行の安全確保、交通事故の防止に努めました。

道路新設改良費では、平成29年度からの繰り越し事業として、ゲリラ豪雨時に冠水する町道大貫山田線中国自動車道アンダーボックス部において、冠水時の車両通行の安全を確保するため、地域との改善策を協議し、遠隔監視及び遮断機による通行規制また既設水路の改修を伴う冠水対策工事を実施しました。

橋梁改修費では、橋梁の損傷改修補償及び長寿命化を図るため、長野橋ほか7橋の補修工事、観音堂橋ほか2橋の測量設計を実施しました。また、大型の構造物（横断歩道橋）の健全状況を把握するための定期点検を実施しました。

続きまして、9ページです。

河川改修費では、県河川の美事業として県と委託契約を締結し、市川・七種川の清掃及び草刈り等を実施し、河川環境の美化に努めました。今後も急激な降雨等により堆積した河川断面の流下能力が下がることによって溢水する可能性があるため、適正な維持管理に努め、災害に強いまちづくりに努めます。

都市計画費では、都市の健全な発展と秩序ある整備、土地利用の適正化を図るために必要な経費を支出しました。

都市計画見直し事業では、都市計画の見直しや各種計画、検討案の策定などに要する経費を支出しました。平成30年度はJR福崎駅と役場周辺、辻川界限へのルートの確保や市川町、神河町からの利便性向上を図るために福崎駅から町道

中島井ノ口線までの間の新たな都市計画道路の検討や将来交通量の推計を行いました。

東部工業団地造成事業では、令和元年度以降に福崎町東部工業団地の拡張検討を行うために地元区や地権者説明会を行うとともに、拡張予定区域内の測量や物件調査を行いました。

市街地整備推進事業では、兵庫県より密集市街地アドバイザー派遣を受けて、防災再開発促進地区の見直し案を作成しました。

特別指定区域制度活用事業では、特別指定区域制度について兵庫県と協議を行い、大門地区ほか6地区及び西大貫地区ほか5地区の見直しが行われました。

福崎駅周辺整備費については、福崎駅周辺をまちの顔としてふさわしい、魅力と活力のある中心市街地として再生させるとともに、辻川界限と連携して整備することにより、誰もが訪れやすく住みやすいまちづくりを目指すための事業を実施しました。駅前の交流広場や交通広場工事並びに駅前観光交流センター工事についても実施するとともに、事業の進捗を図るため、兵庫県土地開発公社及び兵庫県町土地開発公社を活用し、先行取得を行っていた用地についての買い戻しを行いました。また、事業の進捗に伴い、6月1日には県道甘地福崎線並びに町道駅南幹線において新しい道路への切り替えを実施、11月13日には、町道福崎駅田原線の一部について供用開始をいたしました。辻川界限整備では、町道辻川界限線道路改良工事、辻川観光交流センター新築工事並びに旧辻川郵便局舎移転工事を実施しました。町道辻川界限線については、平成31年3月18日に供用を開始しました。

公園管理費では、住民のふれあいやぬくもり、安らぎのある生活を確保、創造するのに加え、地域防災の拠点としても極めて重要な役割を担う公園等の管理に要する経費を支出しました。計画的な公園遊具の修繕や植樹の剪定を行い、安全で快適な憩いの場として維持管理を行いました。また、県民ふれあい広場のトイレ整備工事を行い、環境衛生面の向上を図りました。

住宅管理費では、町営住宅の維持・管理に要する経費を支出しました。経年劣化による住宅設備の取り替えや補修を行うことにより、入居者の住みよい生活環境整備に努めました。また、福崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、駅前団地建替え工事を実施しました。平成30年度末現在の管理戸数は144戸です。

空き家利用促進事業は、空き家の利用促進を図るため、空き家を交流施設等への改修を行う団体に対しての改修費補助を支出しました。また、空き家の実態把握のため、各集落への空き家情報の紹介、空き家の現地確認を行いました。平成30年度の空き家バンクの物件登録を2件行い、ホームページで入居者の募集を行いました。平成30年度の空き家軒数は338件です。

消防費の常備消防費は、姫路市への消防事務委託に要した経費です。火災発生は11件、緊急出動は871件でした。

非常備消防費では、災害から郷土を守るために有事に即応した新しい知識・技術を習得し、1本部32分団600名体制で消防施設を有効的・効果的に行い、消防活動を行いました。

10ページです。

火災・警戒出動は2,441人、訓練等出動は2,061人となっています。また、平成30年10月19日に富山県で開催された第26回全国消防操法大会に出場した庄分団が小型ポンプの部で見事、準優勝に輝きました。この全国大会に出場するに当たっての補助金や壮行会、祝賀会等に要した経費の支出も行いました。

防災対策費は、災害発生時に対処するための経費です。なお、平成30年度の自治会防災訓練実施件数は13件でした。

教育費の教育委員会費では、教育委員会の会議を定例会11回、臨時会1回開催し、教育上の諸問題について審議しました。

事務局費では、不登校指導員等を配置し、児童生徒の問題解決に早期対応しました。また、平成30年度の猛暑を受け、国にて創設されました冷暖房対応臨時特例交付金を活用して、小・中学校の全普通教室に空調設備を導入するための設計業務を行いました。工事については、令和元年度に繰越して実施いたします。

小学校費は、小学校における義務教育活動の充実と向上を図るために要した経費で、老朽化に伴う不良箇所や機器類等の修繕を行い、学校施設の環境改善に取り組みました。自然学校推進事業では、平成30年度も兵庫県立南但馬自然学校において、自然学校を体験しました。

中学校費では、中学校における義務教育活動の充実と向上を図るために要した経費で、平成30年度も2年生を対象に、地域に学ぶ体験活動、トライやる・ウィークを実施しました。また、福崎西中学校プール防水修繕工事などを実施し、より円滑な学校運営や教育活動の改善を図ることができました。

社会教育総務費では、吉識雅夫の顕彰を図るとともに、子どもたちの自然科学に対する興味、関心、意欲を高めることを目的として、自然科学分野ですぐれた研究等を行った児童生徒に、第11回目となる吉識雅夫科学賞を贈りました。

地域ぐるみ教育支援事業では、土曜英語教室、サマースクール、ウィンタースクール等の教育支援、登下校時の見守り、校内巡視等により学校、家庭、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる学校支援活動に取り組みました。

青少年健全育成事業では、平成30年12月8日に人権・青少年健全育成フェスティバルを開催し、355人が参加しました。

公民館費では、生涯活動の場の提供、町民が主体的に学習するための講座や教室を開講し、内容の充実に努めました。

11ページです。

平成30年度の公民館クラブ連絡協議会の登録団体数は82団体で、登録人数は752人です。地域住民に活動の場と交流の機会を提供するため、利用者ニーズに応じたよりよい施設運営に努めました。また、芸術文化の向上と発展に貢献し、その活動と功績が顕著な個人や団体に贈る文化功績賞を10名に授与しました。

図書館費では、平成27年度から開始された播磨圏域相互利用により、近隣の市町からの利用が増え、活気あふれる図書館運営を行うことができました。平成30年度末の蔵書点数は15万694点、利用状況は、貸し出し人数4万6,748人、貸し出し冊数27万993冊でした。

文化センター管理費では、施設の維持補修として館内非常灯取替工事、子育て学習支援センター空調機修繕工事などを行いました。

エルデホール運営費では、文化、芸術への興味や知識を深めていただくための自主公演事業を6回開催し、住民企画事業も実施しました。

研修センター運営費では、文化センターの分館として文化共有の向上、研さんの場として快適に利用できるよう管理運営を行いました。

青少年野外活動センター費では、野外活動を通じて青少年の健全育成を図り、自然にふれる機会や交流の場を提供しました。

辻川界限文化振興費の歴史民俗資料館運営事業では、明治期の福崎の歴史を振り返るとともに、幕末から明治にかけて活躍した福崎ゆかりの人々を紹介した特

別展を開催しました。

柳田國男・松岡家記念館運営事業では、第39回山桃忌、松岡静雄生誕140年記念展等を実施しました。8月5日に実施した第5回柳田國男検定では、上級編の最高得点者に遠野の旅を贈りました。

三木家住宅等管理事業では、三木家住宅を活用していくため、主屋部分を展示施設として一般公開をしました。また、公開イベントも引き続いて実施しました。

地域創生推進事業では、辻川界限活性化のため、地方創生推進事業補助金を活用し、各種事業を実施しました。三木家住宅資料の保存活用のため、神戸大学大学院人文学研究科との共同研究による文献資料調査を実施しました。

文化財保護費では、文化財を保存し、活用を図るため、町指定文化財の保存継承事業等への補助金交付や説明看板等の整備を行いました。

12ページです。

保健体育総務費では、生涯スポーツ全般の振興と推進に努めました。スポーツ競技で優秀な成績をおさめた方に贈るスポーツ功績賞を個人12人に授与しました。

子ども会運営事業では、健全な身体と協調精神の向上、情操教育を目的として、各種団体の協力を得て町球技大会や郡オセロ大会、町少年少女球技大会を開催いたしました。

給食運営費では、平成30年4月から給食センターの調理・配送業務を民間に委託することで、学校給食運営の合理化を図りました。また、給食センターでは、福崎町第2次食育推進計画・健康増進計画に基づき、安全安心な食材をできるだけ多く給食に取り入れました。

町民グラウンド管理費では、町民第1・第2グラウンドやスポーツ公園、町民第3グラウンドの維持管理に要する経費で、平成30年度はスポーツ振興くじ助成金を申請し、第1グラウンド改修工事を実施しました。

学校施設社会開放費では、スポーツの場を広げるため、学校施設の社会開放を行いました。

体育館運営費では、生涯スポーツの拠点として各年代層に合ったスポーツを選択できるように年間を通してさまざまな教室・大会を開催いたしました。

続きまして、公債費です。

公債費では、長期借入金の返済額は元金8億5,855万6,914円で、平成30年度借入総額は11億6,393万5,000円で、平成30年度末現在高は11億7,656万2,436円となりました。利子は長期借入金利子6,053万9,379円と年度内に資金不足が生じたために一時借入を行った利子14万1,849円です。

予備費は、予算の範囲内で支出できましたので、充用はありませんでした。

災害復旧費です。災害復旧費は平成29年7月4日から5日にかけての豪雨、8月17日から18日にかけての豪雨及び9月16日から18日にかけての台風18号並びに平成30年7月豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧工事に要した費用です。

次に、調定額に対する収入未済額につきましては、1億1,552万6,203円、対前年度比2,103万5,420円の減となりました。

なお、資料の24ページから33ページに、町税の使用料の収納状況や不納欠損等の状況について、資料を添付しておりますので、ご参照ください。

13ページです。

不用額につきましては、2億7,933万6,511円で、資料の18ページ

から23ページには節別に20万円以上の不用額の詳細説明をしておりますので、お目通しお願いいたします。

14ページの左側には、前年度歳出決算額との比較表、右側には全会計の給与費明細書をお示しいたしております。

15ページには、項別の歳入の決算表、16ページは、項別の歳出の決算表をお示しいたしております。

17ページは、基金の状況でございます。

基金全体につきましては、平成30年度末の基金の合計は、22億8,857万6,106円です。このうち一般会計は左側の表で、平成30年度末で16億1,971万32円となっております。

以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第52号、国民健康保険事業特別会計決算概要につきまして、ご説明いたします。

決算書の国民健康保険事業特別会計の42ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額19億8,893万2,235円、歳出総額19億5,339万8,536円、差引額、実質収支額ともに3,553万3,699円で、うち2万円を繰越し、残り3,551万3,699円は、令和元年度で基金に積み立てをいたしました。

43ページにつきましては、財政調整基金の保有を示しております。決算年度末の現在高は7,746万4,978円でございます。

次に、議案第52号資料で、概要説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

上から4行目から朗読説明をいたします。

国民健康保険事業の財政運営は、増大する医療費や少子高齢化の進展による現役世代の負担増、被保険者の年齢が高く、医療水準が高いこと等の構造的な要因により、大変厳しい状況となっております。

平成30年度における制度改正の主なものは、課税限度額の見直し、軽減判定所得基準額の見直し、70歳以上の高額医療費に係る自己負担限度額の見直しなどです。

平成30年度の国民健康保険事業特別会計は、財政運営主体が町から兵庫県に移行したことにより、歳入においては県支出金を除く交付金等、歳出においては後期高齢者支援金、介護納付金がなくなるなど、構成が大きく変わり、会計の総額が前年度と比較して大きく減少しました。

1世帯当たりの保険税年額が14万9,871円、1人当たりの保険税年額は9万1,445円となりました。保険給付費、医療費は、歳出全体の67.3%を占めています。対前年度比伸び率は3.9%減となり、被保険者数の減少に伴い、保険給付費全体としては減少傾向にありますが、1人当たり医療費は増加しています。

保健事業費については、第3期福崎町特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査、特定保健指導を実施し、健診受診率の向上と生活習慣病の予防に努めるとともに、第2期福崎町データヘルス計画に沿った効率的な保健事業を実施しました。特定健康診査については多くの人に受診していただけるよう、健診申込書を各世帯に郵送し、土・日曜日に実施する休日健診や医療機関で行う個別健診を実施するとともに、健診未受診者に対する受診勧奨に取り組みました。本年度の特定健康診査の受診者数は、集団健診1,113人、個別健診111名、計1,

244人で、受診率は38.9%、前年度に比べ0.8%上昇しました。平均被保険者数は4,045人、うち36人が退職者医療給付対象者です。

資料2ページには、20万円以上の不用額及び保険税収納状況、3ページから6ページは、決算勘定表、税賦課状況について、お示ししております。

続きまして、議案第53号につきましてご説明をいたします。

決算書の、後期高齢者医療事業特別会計の22ページをお開きをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億6,375万1,433円、歳出総額2億5,905万8,406円、差引額、実質収支ともに469万3,027円です。

次に、議案第53号資料で、概要の説明をさせていただきます。

議案第53号資料の1ページをお願いいたします。

上から7行目から、朗読説明いたします。

平成31年3月末の被保険者数は2,702人で、町は兵庫県後期高齢者医療広域連合により定められた保険料を徴収し、所得が低い方の保険料軽減分等に係る保険基盤安定納付金とあわせて広域連合へ納付します。

保険料率は、兵庫県内では原則均一で2年ごとに改定され、平成30、31年度については均等割額は4万8,855円、所得割は10.17%、賦課限度額は62万円です。

歳入は、保険料や一般会計からの繰入金等で、繰入金は人件費や事務費、保険基盤安定負担金です。

歳出は、人件費のほか、事務費等の経費、後期高齢者医療広域連合納付金で保険料と保険基盤安定納付金を納付しました。

資料2ページ、3ページには、20万円以上の不用額及び保険料収納状況などにつきまして、お示ししておりますので、ご参照をお願いします。

次に、議案第54号資料につきまして、ご説明をいたします。

議長 議案説明の途中ですけれども、休憩をしたいと思います。

再開は13時といたします。

◇

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第12、議案第54号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてからお願いします。

会計管理者 それでは、議案第54号につきまして、ご説明させていただきます。

決算書の介護保険事業特別会計の46ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が16億6,846万4,965円、歳出総額は16億5,019万8,164円、差引額、実質収支とも1,826万6,801円で、うち2万円を繰越金とし、残り1,824万6,801円を、令和元年度で基金に積み立ていたしました。

47ページにつきましては、財政調整基金の保有をお示ししております。決算年度末の現在高は3,880万1,096円でございます。

続きまして、議案第54号資料で、概要の説明をさせていただきます。

議案第54号資料の1ページをお開き願います。

4行目から朗読させていただきます。

介護保険制度が平成12年に施行され18年が経過し、平成30年度は第7期事業計画の初年度となりました。第7期事業では、第6期に引き続き、高齢者がいつまでも健康で生き生きと生活を送ることができる介護予防対策の推進、高齢者がみずからの選択に基づき、自立した質の高い生活が送れる介護サービス提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるように努めました。

第7期の主な改正点として、第7期介護保険料は、在宅サービスの利用増と地域密着型サービス事業所の増設を見込み、基準月額を5,240円から5,780円といたしました。また、消費税率引き上げによる公費を投入して低所得者の保険料の軽減割合を拡充し、保険料基準額に対する第1段階の割合を50%から45%に引き続き軽減いたしました。所得段階は第5期の第7段階から、第6期以降は負担能力に応じた保険料設定となるよう課税層の所得段階を多段階化し、10段階に設定いたしました。そのうち、平成30年4月から第7段階及び第8段階の基準所得金額を10万円ずつ引き上げをいたしました。利用者自己負担割合は、所得水準にかかわらず原則1割ですが、平成27年8月から所得等に応じた負担割合となり、65歳以上で一定以上の所得のある方は、2割に引き上げになりました。さらに平成30年8月からは、現役並み所得者について、負担割合が3割に引き上げられました。

平成30年度の介護保険給付費は14億9,700万9,394円となり、対前年度比4.4%増加し、サービス別介護保険給付費では、通所介護、訪問介護、訪問看護等の居宅サービス費が対前年度比3.5%増、地域密着型サービス費は対前年度比8.3%増、施設サービス費は対前年度比2.9%増となりました。

地域支援事業では、総合事業の訪問型、通所型事業として、要支援者と事業対象者に対し、指定事業所が行う現行相当のサービス、または直営や委託先事業所が行う多様なサービスを利用者の同意のもと、提供いたしました。

生活支援体制整備事業は、社会福祉協議会と共同で各自治会単位の地域支え合い会議、各自治会福祉担当者による我が事会議を開催いたしました。

資料2ページから6ページにつきましては、20万円以上の不用額及び保険料収納状況、月別の給付状況等につきましてお示しいたしておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上、特別会計3議案につきまして一括説明をさせていただきました。よろしくご審議賜り、認定いただきますよう、お願いいたします。

- 日程第13 議案第55号 平成30年度福崎町水道事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第56号 平成30年度福崎町工業用水道事業会計決算認定について
- 日程第15 議案第57号 平成30年度福崎町下水道事業会計決算認定について

議 長 日程第13、議案第55号、平成30年度福崎町水道事業会計決算認定についてから、日程第15、議案第57号、平成30年度福崎町下水道事業会計決算認定についてまでの計3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第55号、議案第56号及び議案第57号について、ご説明申し上げます。

この3議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成30年度の水道事業会計、工業用水道事業会計並びに下水道事業会計の決算について、議会の認定をお願いするものです。

議案第55号、水道事業会計決算から説明申し上げます。

議案書の1、2ページをお開きください。

水道事業決算報告書です。この報告書は、予算に対する執行実績を示したもので、消費税込みで表示しています。

まず、収益的収入及び支出です。収入は、1款、水道事業収益、予算額4億6,147万円、決算額4億6,463万8,243円、予算額と比較して316万8,243円の増であります。各項の決算額は、1項、営業収益3億4,166万3,908円、2項、営業外収益1億1,879万4,735円、3項、特別利益417万9,600円。

支出は、1款、水道事業費用、予算額4億3,290万円、決算額4億1,588万1,275円、不用額は1,701万8,725円となりました。各項の決算額は、1項、営業費用3億9,882万2,763円、2項、営業外費用1,355万4,185円、3項、特別損失350万4,327円です。

3、4ページは資本的収入及び支出です。

収入は、1款、資本的収入、予算額1億2,090万円、決算額1億1,899万9,470円、予算額と比較して190万530円の減となりました。各項の決算額は、1項、出資金8,850万円、2項、補助金1,935万6,030円、3項、工事負担金1,114万3,440円であります。

支出は、1款、資本的支出、予算額4億7,624万円、決算額4億3,182万7,379円、翌年度への繰越額104万2,200円で、不用額は4,337万421円となりました。各項の決算額は、1項、建設改良費4億1,125万4,280円、2項、固定資産購入費247万6,160円、3項、企業債償還金1,809万6,939円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億1,282万7,909円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,833万3,690円と、過年度分損益勘定留保資金4,466万9,293円、建設改良積立金2億3,982万4,926円で補填しました。

次に、決算の概要を説明申し上げます。13ページをお開きください。

本年度の給水量は254万6,850立米で、前年度比2.2%の増。給水収益は3億554万8,968円(税抜)で、2.8%の増となりました。

しかしながら、工業団地の老朽管更新工事や舗装本復旧工事に伴う減価償却費の増加、水道事業ビジョン・経営戦略を策定したことから営業費用が増加し、営業損失は前年度と比べ10.2%の増となりました。また、営業外収益では、長期前受金戻入が減少したため、経常利益は前年度と比べ41.9%の減となりました。なお、福田水源地整備工事の瑕疵修補工事に伴う損害賠償金を特別利益で、瑕疵修補に係る工事費と弁護士費用を特別損失で計上しました。

建設改良事業では、工業団地配水池更新工事を実施し、耐震性を備えたSUS製配水池に更新、その他、企業団地の舗装本復旧も完了しました。また、福崎駅周辺整備事業に伴う配水管布設工事は、同事業の進捗にあわせながら施工したため、繰越事業となりました。委託業務では、水道事業ビジョン・経営戦略を策定し、水道事業における今後10年間の重点施策を設定しました。

なお、議案第55号資料の1、2ページに、水道料金及び送配水量の表を添付していますので、ご参照ください。

15、16ページは、建設改良工事の契約内容を、17、18ページは給水工事や保全工事など、19ページは業務量となっています。

①の給水戸数は8,104戸で、前年度から60戸の増、③の総配水量は264万9,919立米で、有収率は96.1%であります。

20ページには事業収入、21ページには事業費用を取りまとめています。その下の給水原価は1立米当たり158円89銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は122円06銭、供給単価は1立米当たり119円97銭となりました。

23ページは、企業債の概要です。

本年度発行はなく、償還額1,809万6,939円、年度末残高は9億8,915万6,405円となりました。

24ページは、キャッシュ・フロー計算書です。

当年度純利益2,051万4,375円、4の資金増減額は2億2,006万3,915円のプラスで、6の資金期末残高は11億8,743万4,115円となりました。

25ページからは収益費用明細書です。

まず、収益では、水道事業収益は4億2,731万7,337円、営業収益は3億1,652万7,695円で、主なものは、水道料金3億554万8,968円、受託工事収益、手数料などでございます。営業外収益は1億691万9,642円で、主なものは、一般会計からの負担金、長期前受金戻入、加入分担金です。

26ページは特別利益で、福田水源地の損害賠償金を計上しています。

27ページは費用です。

水道事業費用は4億680万2,962円で、うち営業費用は3億9,000万3,939円です。主なものは、原水及び浄水費では水源地動力費、配水及び給水費では、28ページの県水受水費などがございます。総係費は3,889万1,426円で、主なものは職員の給料と委託料1,047万638円です。これは、水道事業ビジョン・経営戦略策定に係る委託料などがございます。

29ページでは減価償却費が1億9,303万7,466円、資産減耗費の2,546万5,396円については、工業団地配水池更新工事に伴い除却した旧配水池の残存価格分などとなります。

営業外費用は、支払利息1,218万8,735円など、特別損失では、福田水源地瑕疵修補工事及び弁護士費用です。

次に、30ページは、資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は1億1,899万9,470円で、内訳は工業団地配水池更新工事に伴う一般会計からの出資金8,850万円、国庫補助金1,844万円、給水工事の負担金などがございます。

31ページ、資本的支出は4億123万4,469円、内訳は工業団地配水池更新工事など建設改良費で、3億8,079万1,000円、固定資産購入費では工業団地配水池の敷地拡張に係る用地代と軽四1台などの購入代234万6,530円、その他、企業債償還金1,809万6,939円です。

32ページは固定資産明細書、33ページは企業債明細書です。

次に、5ページにお戻りください。

損益計算書です。税抜での表示です。

営業収益は、給水収益からその他営業収益までの合計3億1,652万7,695円、営業費用は、原水及び浄水費から資産減耗費までの合計3億9,000万3,939円、営業損失はマイナス7,347万6,244円で、前年度比、約680万円損失が増えました。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計1億691万9,642円。営業外費用は、支払利息と雑支出を合わせて1,355万4,185円です。差し引き、営業外利益は9,336万5,457円で、経常利益は1,9

88万9,213円となり、前年度比で約1,430万円の減となりました。

特別利益387万円、特別損失は324万4,838円で、差し引きの特別利益62万5,162円と経常利益を合わせた当年度純利益は2,051万4,375円となりました。これに前年度繰越利益剰余金1億1,337万188円、建設改良積立金から取り崩したその他未処分利益剰余金変動額2億3,982万4,926円を加えた当年度未処分利益剰余金は3億7,370万9,489円となりました。

6ページは、剰余金計算書です。

まず、資本金処分後残高に一般会計からの出資金8,850万円を受け入れたことにより、当年度末残高は16億3,719万9,460円となりました。資本剰余金4億3,514万9,481円については、変動ありません。

利益剰余金では、建設改良積立金を2億3,982万4,926円取り崩し、当年度末残高は2億8,298万1,410円となり、未処分利益剰余金は損益計算書のおり3億7,370万9,489円で、利益剰余金合計は7億4,104万4,075円となりました。そして、資本合計は当年度末残高28億1,339万3,016円となりました。

7ページは剰余金処分計算書(案)です。

当年度未処分利益剰余金3億7,370万9,489円のうち、建設改良積立金の2億3,982万4,926円を処分して資本金へ組み入れ、処分後残高を1億3,388万4,563円としたいと考えております。

9ページは貸借対照表です。税抜での表示です。

資産の部、固定資産は、有形固定資産と無形固定資産の合計52億8,223万405円、前年度比約1億8,200万円の増となりました。

詳細は、32ページ固定資産明細書並びに議案第55号資料5から9ページをご参照ください。

流動資産合計は12億2,964万4,644円で、資産合計は65億1,187万5,049円、前年度比、約4億2,537万円の増となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債9億7,030万446円、流動負債は、1年以内に償還する企業債からその他流動負債を合わせた合計4億7,401万4,852円、繰延収益合計は22億5,416万6,735円で、負債合計は36億9,848万2,033円、前年度比約3億1,600万円の増となりました。

資本の部は、資本金16億3,719万9,460円と資本剰余金合計及び11ページの利益剰余金で、資本合計は28億1,339万3,016円、前年度比、約1億900万円の増となりました。

以上、議案第55号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第56号について説明申し上げます。

工業用水道事業会計決算書1、2ページをお開きください。

決算報告書です。税込での表示です。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、工業用水道事業収益、予算額4,940万円、決算額4,996万8,630円、予算額と比較して56万8,630円の増であります。

各項の決算額は、1項、営業収益3,671万9,940円、2項、営業外収益1,324万8,690円です。

支出は、1款、工業用水道事業費用、予算額4,847万8,000円、決算額4,474万6,154円、不用額373万1,846円となりました。

各項の決算額は、1項、営業費用4,130万4,577円、2項、営業外費用344万1,577円です。

3、4ページは資本的収入及び支出です。

収入はありません。

支出は、1款、資本的支出、予算額560万円、決算額376万6,399円、不用額183万3,601円となりました。

各項の決算額は1項、建設改良費137万2,680円、2項、企業債償還金239万3,719円となりました。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額376万6,399円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額376万6,399円で補填しました。

次に、概要の説明を申し上げますので、13ページをお開きください。

本年度の契約水量は昨年度と変わらず1,890立米/日で、給水量は62万6,428立米で、前年度比6.1%の増、給水収益は3,388万1,970円で、8.7%の増となりました。そして、経常利益は前年度比49.8%と大幅に増加しました。

建設改良事業では、企業団地の舗装本復旧工事が完了しました。有収率は、98.7%です。

議案第56号資料1、2ページには、工業用水道料金及び使用水量に係る資料を添付していますので、ご参照ください。

15ページは建設改良工事の契約内容、16ページは業務量です。17ページは事業収入及び事業費用を取りまとめています。また、給水原価は1立米当たり67円10銭、長期前受金戻入を控除した給水原価は46円40銭、供給単価は54円09銭となりました。

18ページは企業債の概要で、本年度発行はなく、償還額239万3,719円、年度末残高は2億6,631万9,233円となりました。

19ページは、キャッシュ・フロー計算書です。

当年度純利益は512万709円、4の資金増減額は819万5,962円のプラスで、6の資金期末残高は1億253万273円となりました。

20ページからは、収益費用明細書です。

収益は、工業用水道事業収益が4,724万8,642円、営業収益は3,399万9,952円で、水道料金と受託工事収益です。

営業外収益は1,324万8,690円で、主なものは、長期前受金戻入です。

21ページからは、費用です。

工業用水道事業費用は4,212万7,933円、営業費用は4,058万1,656円で、主なものは、送水及び配水費。

22ページの減価償却費、営業外費用は支払利息154万6,277円です。

23ページからは、資本的収入及び支出明細書です。

資本的収入はなし。

24ページの資本的支出は366万4,719円で、建設改良費と企業債償還金です。

25ページは固定資産明細書、26ページは企業債明細書を記載しています。

次に、決算書5ページにお戻りください。損益計算書です。税抜での表示です。

営業収益は、給水収益と受託工事収益で合計3,399万9,952円、営業費用は、送水費及び配水費から減価償却費までの合計4,058万1,656円で、営業損失はマイナス658万1,704円となりました。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計1,324万8,6

90円、営業外費用は支払利息で、差し引き営業外利益は1,170万2,413円、経常利益は512万709円となりました。当年度純利益は経常利益と同額で、これに前年度繰越利益剰余金2,933万1,313円を加え、当年度未処分利益剰余金は3,445万2,022円となりました。

6ページは剰余金計算書です。

資本金5,095万2,814円、資本剰余金1億5,556万7,111円は、前年度と変動ありません。

利益剰余金合計は利益積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせ、当年度末残高は6,570万9,415円、資本合計は2億7,222万9,340円となりました。

7ページは剰余金処分計算書(案)です。

当年度未処分利益剰余金3,445万2,022円については、処分して積み立てることなく、次年度に繰り越したいと考えています。

9ページは貸借対照表です。税抜での表示です。

資産の部、固定資産は有形固定資産で、土地から車両運搬具まで合計7億8,189万8,653円、前年度比で約1,970万円の減となりました。

詳細につきましては、25ページ固定資産明細書並びに議案第56号資料の3から6ページをご参照ください。

流動資産は、現金預金の1億253万273円、資産合計は8億8,583万4,956円で、前年度比約1,000万円の減となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債2億6,389万9,110円、流動負債合計は580万4,857円、繰延収益合計は3億4,390万1,649円、負債合計は6億1,360万5,616円で、前年度比で約1,520万円の減となりました。

資本の部は、資本金5,095万2,814円と資本剰余金及び利益剰余金で、資本合計は2億7,222万9,340円、前年度比で約510万円の増となりました。

以上、議案第56号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第57号について、説明申し上げます。

下水道事業会計決算書1、2ページをお開きください。

下水道事業決算報告書です。税込での表示です。

まず、収益的収入及び支出です。

収入は、1款、下水道事業収益、予算額10億4,140万円、決算額10億5,148万6,114円、予算額と比較して1,008万6,114円の増であります。

各項の決算額は、1項、営業収益3億7,710万1,041円、2項、営業外収益6億7,438万5,073円、3項、特別利益ゼロです。

支出は、1款、下水道事業費用、予算額10億4,107万6,000円、決算額10億2,593万8,697円、不用額は1,513万7,303円となりました。

各項の決算額は、1項、営業費用8億5,523万7,409円、2項、営業外費用1億7,070万1,288円。なお、減価償却費に充てるため、下水道事業基金を4,070万円取り崩し、393万6,125円を積み立てました。

3、4ページは資本的収入及び支出です。

収入は、1款、資本的収入、予算額4億3,920万円、決算額3億973万8,920円、予算額と比較して1億2,946万1,080円の減となりまし

た。

各項の決算額は、1項、企業債1億8,230万円、2項、出資金3,350万円、3項、補助金6,700万円、4項、負担金2,693万8,920円、5項、基金取崩収入ゼロであります。

支出は、1款、資本的支出、予算額8億5,135万7,000円、決算額7億1,082万1,354円、翌年度への繰越額1億3,580万円で、不用額は473万5,646円となりました。

各項の決算額は、1項、建設改良費1億7,876万9,373円、2項、固定資産購入費22万5,126円、3項、企業債償還金5億3,182万6,855円、4項、基金積立金支出ゼロです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億108万2,434円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額515万2,743円、過年度分損益勘定留保資金9,159万9,055円、当年度分損益勘定留保資金3億433万636円で補填しました。

次に、決算の概要を説明申し上げます。

13ページをお願いします。

平成30年度末の処理状況は、処理区域内人口1万8,900人、水洗化率79.1%で、昨年度比0.8ポイントの増となりました。年間総処理水量は14ページの表に記載のとおり、219万4,091立米で、有収水量は昨年度比3.8%の増、使用料収入は3億2,850万5,870円で、4.5%の増となりました。処理経費等を含めた営業費用も3.2%の増となりました。今年度は、下水道未接続の家屋を対象に下水道水洗化普及員による戸別訪問を実施しました。また、公営企業会計への以降から3年が経過しました。

建設改良事業は、汚水施設整備では、福崎企業団地舗装本復旧工事が完了、長目地区コミュニティプラント施設を公共下水道へ統合するため、長目地区下水道管敷設工事を実施しました。この事業は、繰越事業として進めています。

雨水排水施設整備では、川端雨水幹線工事を実施し、全区間の整備が完了しました。川すそ雨水幹線工事は、昨年度に引き続き実施し、あわせて上流部の詳細設計に取り組みました。さらに福田地区の浸水被害を軽減するため、直谷第2雨水幹線整備の事業化に向けた下水道事業計画の変更手続を行いました。

処理場改良事業は、福崎浄化センターの長寿命化を図るため、ストックマネジメント計画の策定に着手しました。

議案第57号資料では、1、2ページに下水道使用料及び処理水量の表を添付していますので、ご参照ください。

16、17ページは建設工事の契約内容、18、19ページは保全工事を、20ページからは業務量で、各項目において全体と公共・農集排・個別排水ごとの数値を記載しています。

人口ベースの水洗化率は79.1%、接続戸数ベースの接続率は78.7%、有収率は98.2%となりました。

21ページは事業収入、22ページは事業費用となっています。下段には、汚水処理原価1立米当たり450円、使用料単価は152円となりました。

24ページは企業債の状況です。今年度発行額1億8,230万円、償還額5億3,182万6,855円で、年度末残高は100億4,529万7,250円となりました。

25ページは、キャッシュ・フロー計算書です。

当年度純利益2,339万2,045円、4の資金増減額は、マイナス1億1,

031万5,967円、6の資金期末残高は1億2,709万7,812円となりました。

26ページからは、収益費用明細書です。

下水道事業収益は10億2,540万1,563円、営業収益は3億5,101万7,131円で、主なものは、下水道使用料3億2,850万5,870円、雨水整備事業に係る一般会計からの負担金などです。

営業外収益は6億7,438万4,432円で、主なものは汚水事業に係る一般会計負担金や補助金及び長期前受金戻入などです。

次に27ページは費用です。

下水道事業費用は10億200万9,518円で、うち営業費用は8億4,133万4,030円で、内訳は管渠費、処理場費、総係費や29ページの減価償却費などです。

営業外費用は、企業債の支払利息などです。

30ページからは、資本的収入及び支出の明細書です。

資本的収入は3億973万8,920円で、内訳は、企業債1億8,230万円、一般会計からの出資金3,350万円、国庫補助金6,700万円、負担金となっています。

31ページ、資本的支出は6億9,871万173円、内訳は、建設改良費では汚水及び雨水の管路整備費や処理場改良費、そして、次のページの企業債償還金などです。

33ページは固定資産明細書、35ページからは企業債明細書で、全体の未償還残高は46ページの100億4,529万7,250円です。

48ページは各セグメントごとの情報を記載しています。

次は、5ページにお戻りください。損益計算書です。税抜での表示です。

営業収益は、下水道使用料からその他営業収益までの合計3億5,101万7,131円、前年度から約1,700万円の増となりました。営業費用は、管渠費から資産減耗費までの合計8億4,133万4,030円、営業損失はマイナス4億9,031万6,899円となり、前年度から約910万円損失が増えました。

営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計6億7,438万4,432円、営業外費用は、支払利息など1億6,067万5,488円、差し引き、営業外利益は5億1,370万8,944円、経常利益は2,339万2,045円となり、前年度比約520万円の減となりました。

特別利益は、ありません。

当年度純利益は、2,339万2,045円で、当年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金と合わせ、2,847万4,853円となりました。

6ページは、剰余金計算書です。

当年度末残高は、資本金では一般会計からの出資金を受け入れ、8億2,071万663円、資本剰余金合計は3億6,041万9,240円となりました。利益剰余金合計は、繰越利益剰余金に当年度純利益を合わせ、2,847万4,853円、資本合計は12億960万4,756円となりました。

7ページは剰余金処分計算書(案)です。

当年度未処分利益剰余金2,847万4,853円については、積み立てず繰越利益剰余金として繰り越したいと考えております。

9ページは、貸借対照表です。税抜での表示です。

資産の部、固定資産は、有形固定資産で土地から建設仮勘定まで合計181億

4, 504万4, 197円、固定資産合計184億1, 206万3, 696円、前年度と比較しまして約4億8, 100万円の減となりました。詳細は33ページ固定資産明細書並びに議案第57号資料、5から9ページをご参照ください。

流動資産合計は、2億1, 624万1, 272円で、資産合計は186億2, 830万4, 968円、前年度比で約5億1, 400万円の減となりました。

10ページは負債の部で、固定負債は企業債94億9, 174万1, 662円、流動負債合計は6億5, 978万322円、繰延収益合計は72億6, 717万8, 228円、負債合計は174億1, 870万212円で、前年度比で約5億7, 100万円の減となりました。

資本の部は、資本金8億2, 071万663円と資本剰余金及び11ページの利益剰余金で、資本合計は12億960万4, 756円となり、前年度比で約5, 700万円の増となりました。

以上、平成30年度下水道事業会計の決算内容であります。

3議案とも、よろしくご審議賜り、認定いただきますよう、お願いします。

議 長 平成30年度全会計の決算につきましては、先般、監査委員による決算審査が行われ、その意見書が提出されております。

決算審査意見書について、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員 それでは、平成30年度福崎町決算審査意見書について、ご説明申し上げます。

意見書は、一般会計、特別会計、基金運用状況で1部、それと公営企業会計について1部、健全化判断比率及び資金不足比率について1部、合計3部提出しております。

初めに、一般会計、特別会計、基金運用状況についてご説明申し上げます。

この意見書の一般会計、特別会計等の資料の1ページをごらんください。

審査の対象はそこに書いてありますとおり、福崎町一般会計歳入歳出決算等5項目でございます。審査の実施日は、令和元年8月2日、5日、6日、7日、8日で5日間でございます。

審査の結果、審査に付された各会計決算書等の記載事項は、法令に適合しており、係数は正確であると認めました。なお、事務処理はその一部について定期監査等で指摘しておりますものの、おおむね良好であると認めました。また、基金は、その設置目的に沿って運用されており、係数は正確であると認められました。

2ページ以降、17ページまでに決算の概要を記載しておりますけれども、これは会計管理者の説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます、またごらんいただきたいと思っております。

次に意見ですけれども、その審査報告書の18ページをお開きください。

まとめの前段のところは全体的な状況ですので、省略させていただきます、町税について、まずご説明申し上げます。その町税の項目についての下から8行目あたりからの記載でございますけれども、平成30年度においては個人町民税の給与特別徴収を県下一斉に行ったこともあって、現年度分の徴収率は上昇しております。滞納繰越分につきましては、滞納管理システムを活用しての整理事務の効率化を図っております。また、平成30年度も、これは平成30年度で最終となると聞いておりますけれども、兵庫県の個人住民税整理回収チームの派遣を受け入れ、滞納整理や滞納処分などのノウハウを得るなど積極的な取り組みを行っていただきました。その結果、町税の徴収率は昨年より0.4ポイント増加し、96.7%となっております。しかし、これによって多くの滞納が解消されておりますけれども、依然として高額滞納など、即解消が困難な事例が残っております。そのような事例におきましても、前年度よりも少しでも改善ができるよう、

今後も引き続き、効率的かつ効果的な徴収に取り組まれるように期待いたします。

次に、19ページをごらんください。

収入未済、不納欠損についてですが、ここに記載しておりますとおり、その両方を合わせた収入未済額は2億700万円余りということになっております。一般会計の収入未済額は1億1,552万6,000円余りと、前年に比べ2,100万円ほど減少しております。そのうち、町税にかかる収入未済額は、9,643万4,000円余りでございます。特別会計3会計の国保、後期高齢、介護の収入未済額は9,234万8,336円と、前年に比べて2,000万円余り減少しております。一般会計と特別会計を合わせた不納欠損額は1,755万5,589円でございます。一般会計の不納欠損額は1,244万3,524円と、前年に比べて372万2,743円増加しておりますと、これが現状でございます。滞納解消には、日々の徴収努力として全庁的な滞納者情報の共有体制、滞納者に対する強い徴収意思表示が不可欠でございます。本町におきましては、滞納管理システムを駆使した債権管理を実施し、職員の不断の努力により、収入未済額は減少傾向にございます。平成30年度をもって、先ほど申しましたけれども、兵庫県からの整理回収チームの派遣は終了しますが、これまでに得た実践的なノウハウを生かして、今後も引き続き債権管理条例に基づく適切な不納欠損処分を円滑に進めるなど、収入未済額にかかる債権を効率的に管理するように努めてください。

3番目、個々の事業執行につきまして、本町においては、第5次総合計画を推進するため、目指そう値を掲げてさまざまな事業を展開されておりますけれども、これについて、継続的に実施されている事業につきまして、年度ごと、また行事ごとの詳細な分析、検証や、まとめが行われずに、同じやり方ですと流れているような状況がないのかなというところなどが散見されたように見受けられました。個々の事業執行におきましては、事業目的を明確に設定するとともに、それぞれの職員が収支感覚を持ち、費用対効果等を意識しながら、責任を持って町政に取り組まれるよう、要望いたします。また、予算執行者におきましては、事業執行に要する経費について、最少の経費で最大の効果を上げるという基本原則に鑑みて予算設定をし、事業の目標値と現状の実績を勘案して、効率的な指導や助言、また必要に応じて各種行事、会議、組織や事業等の統合、廃止を含めた見直しを行うなど、指導的役割を果たされることを期待いたしております。

4番目ですけれども、歳計現金の取り扱いについて。これは、これまでの監査等でも指摘しておったんですが、出納員が町税や使用料及び手数料などを預かった場合、担当課において適切に保管し、可能な限り早急に歳計現金を保管する公金通帳に入金することが必要ですけれども、公金通帳への入金が遅れているケースが見受けられました。それぞれの部門において、環境は異なると思いますが、現金管理におけるリスクを低減させるという意味合いから努めていただきたいなと思いました。

その次、20ページをごらんください。

決算報告書及び関係書類につきましてということで、いろいろ書いておりますけれども、これは内容的に間違っておるとかそんな意味では全くございません。これほど大変な資料を作成するためには、応分の努力と苦労があると思っておりますけれども、ただ、今の資料としてはもうちょっと見やすいような表示、表現等ができないのかなということで、老婆心ながら書かせていただきました。例えば、決算報告書の中で、項目と金額がずっと羅列されとんですけれども、左の項目に対して、どの金額が右に該当するのかなというところについて若干関連がわかるような

線なり何なり入れていただくとか、それとか、歳出金額の款別の構成費等につきましては、何が何パーセント、何パーセントって文章で表現してあるんですけど、できれば円グラフを使って一目瞭然でこれぐらいの比率になってるのかというような形が見えるとか、ちょっと細かいところなんですけども、決算報告書におきましてはそういうようなところについて今後ちょっと検討いただければというようなことをご意見を申し上げております。

次に、公営企業会計ですけれども、別紙の公営企業会計の意見書の1ページをごらんください。

審査の期間は、令和元年8月7日でございます。

審査の結果、審査に付された各公営企業会計決算、その他関係書類等は、いずれも地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成されており、その係数は正確であるということを確認いたしました。

各会計に対する意見ですけれども、1ページの水道事業会計というところの下5行ほどのところに書いておりますけれども、水道事業では人口減少となる中、安定した経営と安全で安心な水道水の供給を維持していくため、10年間を計画期間とする水道事業ビジョン・経営戦略を策定されております。計画の実現には、毎年度の決算と計画との乖離を分析し、適切な見直しと効率的な経営をしていく必要がございます。今後とも費用対効果とコスト縮減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めていただきたいと思います。

続きまして、2ページでございます。

工業用水道事業会計についてですけれども、これについては真ん中から以降ぐらいに書いておるんですけれども、工業用水道事業におきましても、水道事業と同様に10年間を計画期間とする経営戦略を策定しています。計画の実現には、毎年度の決算と計画との乖離を分析し、適切な見直しと効率的な経営をしていく必要がございます。この事業を取り巻く環境や今日の経済情勢の中では、給水収益の大幅な増加は見込みがたいという状況でございますけれども、費用対効果とコスト縮減を意識しつつ、長期にわたり持続可能な経営に努めていただきたいと思います。

3番目、下水道事業会計に対する意見ですけれども、これもちょっと真ん中上あたりからですけれども、収益率向上のためには下水道への接続率及び有収率を向上させていくことが必要になります。平成30年度には、事業報告でもありましたとおり、下水道水洗化普及員による戸別訪問を行っていただいて、積極的な接続推進活動に取り組み、接続戸数の増加も見られました。しかし、これを一過性のものにせず、不断の努力により接続率及び有収率の向上に努めていただきたいと思います。

それと、長目地区のコミュニティプラント施設の公共下水への統合は次年度、平成31年度といいますか令和元年度といいますか、こちらに繰り越されましたが、統合に当たってはスムーズに移行できるよう入念な準備と事業実施後の確実なフォローを要望します。7月ぐらいからでしたか、接続されたというようなことをお聞きしとるんですけれども、今後も引き続き確実なフォローをよろしくお願いたします。

それと、下水道事業の雨水事業につきましては、川すそ雨水幹線工事の着実な進捗と直谷第2雨水幹線の早期事業化が求められています。それぞれに必要な整備には確実に取り組みつつも、平成28年度に作成した経営戦略に基づきまして収益率を意識しつつ、経営の効率化やコスト縮減に努め、長期にわたり持続可能な経営に努めてください。

なお、各公営企業の業務実績等は、3ページから9ページに記載しておりますけれども、これは後でご参照いただきたいと思います。

最後に3冊目の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書ですけれども、この意見書の1ページをごらんください。

審査の期間は、令和元年8月8日でございます。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されておりました。また、算定の基準となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。その内容は、ということで書いておりますけれども、これは企財課長さんのほうから説明あった内容と重複しますので、ごらんいただきたいと思います。

これに対する意見でございますけれども、健全化判断比率のうち、実質公債費比率は0.5ポイント、将来負担比率は9.7ポイント、いずれの数値も前年よりも改善されているということでございます。また、いずれの指標も早期健全化基準を下回っておりまして、本町の各指標は良好であると言えます。

しかしながら、中長期的には取り組むべきさまざまな課題が山積しております。事業実施に当たっては、それぞれの比率を念頭に置きながら適切に進めてください。あわせて、今後とも長期にわたり持続可能な財政運営に努めていただきたいと思います。健全化判断比率の状況につきましては、2ページから5ページに記載しております。

最後に、6ページです。

資金不足比率でございますけれども、これにつきましては、審査の期間は令和元年8月8日でございます。

審査の結果は、審査に付された資金不足比率は法令の規定に従って適正に算定されておりました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認めました。

審査の意見は、各公営企業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。今後とも長期にわたり持続可能な財政運営に努めていただきたいと思います。

なお、これにつきましてはの詳細は7ページから9ページをごらんいただきたいと思いますけれども、説明は省略させていただきます。

以上で、審査意見書に関する説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 ただいま説明が終わりました。  
休憩に入りたいと思います。  
再開は14時20分といたします。

◇

休憩 午後 2時02分  
再開 午後 2時18分

◇

議 長 予定よりちょっと早いんですけど、おそろいなので始めさせていただきます。

#### 日程第16 議案第58号 平成30年度福崎町水道事業剰余金処分について

議 長 日程第16、議案第58号、平成30年度福崎町水道事業剰余金処分についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第58号、平成30年度福崎町水道事業剰余金処分について、ご説明申し上げます。

この議案につきましては、議案第55号で説明いたしました平成30年度水道事業会計決算について、未処分利益剰余金の当年度末残高3億7,370万9,489円のうち、工業団地配水池の更新により取り崩した建設改良積立金2億3,982万4,926円を処分して資本金に組み入れたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

内容につきましては、水道事業会計決算書の7ページに剰余金処分計算書(案)ということでお示ししていますので、ご確認ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

- 日程第17 議案第59号 福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第19 議案第61号 福崎町情報公開条例及び福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議長 日程第17、議案第59号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第19、議案第61号、福崎町情報公開条例及び福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてまでの計3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第59号、60号、61号につきまして、説明をさせていただきます。

議案第59号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、並びに議案第60号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から施行されることから、新たに条例を制定するとともに、関係条例を整備するものです。

今まで臨時・非常勤職員については、採用方法等などが法文上、明確に定められていなかったため、任用根拠が曖昧で、各市町でも給与や勤務状況等にばらつきがございました。この改正により、今まで曖昧であった非常勤職員等が新たに会計年度任用職員として明確化されることになりましたので、新たな法律のもと、現在の臨時・非常勤職員制度を整備しようとするものでございます。

まず、議案第59号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてです。

地方公務員は、一般職と特別職に分けられます。また、違う分類の仕方では、常勤と非常勤とに分けられます。役場職員では、常勤で採用期間の定めのない常勤一般職がほとんどでしたが、平成に入り、厳しい財政状況のもと、採用期間が単年度から数年に限られる臨時・非常勤職員の採用が増え、福崎町の役場職員でも35%を占めるまでとなりました。これは、どこの市町村も同様で、当初、想定していなかった多くの臨時・非常勤職員が誕生することとなりました。そのような中で、平成29年働き方改革関連法が成立し、正規、非正規の処遇差の解消、長時間労働の是正、多様な働き方の実現を柱に改正が加えられましたが、公務員においても同様の趣旨で今回の法改正が行われました。

議案第59号は、新たな会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定める条例で

すが、条文では非常にわかりづらいところがございますので、資料により説明をさせていただきます。

議案第59号資料1ページをお願いします。

左段の2番、福崎町臨時・非常勤職員の欄をごらんください。現在、福崎町では臨時職は実施要綱を定めて臨時職員とアルバイト職員に分け、採用期間は1年以内として、臨時職員については休暇を支給したり、健康保険や厚生年金にも加入し、毎月給与を支給しています。アルバイトは随時必要なときに雇用契約をして、毎月の勤務時間に応じた時間給で支給をしております。また、嘱託給については、要綱を定めて、採用期間は1年ごとの更新で、最高10年以内とし、職種ごとに初任給を定め、1年の更新時に昇給しています。どちらも昭和62年にこの要綱を制定し、運用してまいりました。

4月1日現在の比率は、嘱託職62名、臨時職19名となっています。

右側3番、現臨時・嘱託職員の移行をごらんください。

新制度により、現在の臨時・嘱託職員は、表にありますように、1週間の勤務時間が正規職員より少ない①の会計年度任用職員パートタイムと、正規職員と勤務時間が同じ②の会計年度任用職員フルタイム、そして③の臨時職員のどれかに移行することになります。③の臨時職員については、改正法で育休の代替か常勤職員に欠員が生じた場合ということに厳格化されたため、保育教諭など会計年度任用職員に移行するものも増え、新制度下での臨時職員が減少することとなります。

次に、新制度下での任用についてですが、募集・採用については、今までどおり採用試験を実施いたします。また、専門で経験が必要な学校教育指導員や簡易なアルバイトなどは、試験を実施せずに選考で採用する場合があります。これは従前と変わりません。

任期の更新ですが、新制度下では、任期は最長でも1年となります。これも今までと同じですが、再度の任用が可能となります。年齢制限も設けることができなくなりましたので、何年でも継続することが可能となります。ただし、再度の任用時には、人事評価などをして、能力実証をして判断することとなります。

給与関係ですが、フルタイム職員は正規職員と同様に給料、旅費、諸手当を支払います。また、パートタイム職員は、報酬、費用弁償等として支払うことが法律で定められました。詳細については、総務省から一定の基準が示され、条例で定めることとしています。

2ページをお願いします。

左の段をお願いします。

給料については、正規職員と同様の給料表により給料の格付を行います。ただし、正規職員のように係長や課長などの役職という、そういう想定はされないこととなりますので、主事、主査級と同等の1級、2級の欄に限られてきます。また、同一労働、同一賃金という考え方から、正規職員と類似する職務を基礎として、職務経験の要素を考慮して定めます。会計年度任用職員は、1年契約ですが再度の任用が可能ですので、続けて任用した場合、経験年数分を加味して給料が増えることとなります。パートタイムは正規職員より勤務時間が短くなりますので、個々に計算した給料を職員ごとに給与時間で案分して、合わせて手当を加え、報酬として支給することとなります。

次に、各手当の通勤手当です。通勤手当については、今までどおり正規職員と同様に支給されますが、現行、アルバイト職員についてもこの改正でパートタイムの会計年度任用職員となりますので、新たに通勤手当が報酬として支給される

こととなります。また、パートタイム職員の1カ月の勤務回数が10日に満たない場合は、半額支給となります。

時間外勤務手当は、改正前同様、実績に応じて支給されます。

期末手当は、従前は独自で嘱託・臨時職員は3.2カ月支給してまいりましたが、この改正により正規職員の期末手当と同様に2.6カ月となりました。ただし、勤勉手当は支給されません。今まで支給していた職員には、減額分を給料で補てんし、年間給与が下がらないように対応します。

退職手当は、フルタイムの会計年度任用職員に新たに支給されます。

勤務時間や休暇では、勤務時間については、フルタイムは正規職員と同じです。パートタイムについては、正規職員より勤務時間が短い職員で職種等を参考に定めます。

休暇等については、国の非常勤職員と同様になります。原則は労働基準法などの規定に合わせた取り扱いとなります。

服務は、会計年度任用職員は、地方公務員法の適用を受けます。ただし、パートタイムは、営利企業への従事等の制限が適用除外となっております。

社会保険関係では、フルタイム職員は、12カ月を超えて勤務した場合は、正規職員と同様の地方公務員共済制度、また退職手当組合の加入となります。パートタイムは、フルタイムの4分の3以上の勤務時間で社会保険に加入します。それ以外は、国民年金、国民健康保険の加入となります。

現行職員への対応ですが、今回の改正で現行の臨時・嘱託職員は、ほぼ全員がこの会計年度任用職員に変わります。このことから、7月に対象職員に向け説明会を4回実施いたしております。

1つ目の給与等の待遇についてですが、国はこの改正を同一労働・同一賃金の観点で実施していることから、基本的に改正前より有利にはなりますが、期末手当など不利になる場合も出てきますので、期末手当の下がった分は給料に上乗せするなどして、年間収入は下がらないよう対応しています。また、保育教諭や看護師などは、一般職の初任給に給料を位置づけして応募をしましても応募がないというふうに想定されるため、現臨時職員の採用時の給料や近隣市町の給料を参考に定めています。資格や専門性が必要な職種についても、給料の位置づけを調整いたします。また、再度の任用が何回も続く場合も考えられますので、一定の給料に達すると昇給がとまるように定めています。

2つ目の任用期間等ですが、現行の嘱託職員は10年を最高に65歳を限度として任用期間を定めています。新しい制度では年齢制限や年数制限がございません。長期間の任用職員の増加が想定されます。また、再度の任用では、人事評価等で対応ができることから、優秀な職員は年数関係なしに任用されますので、公募の機会が減少することも考えられます。ただし、現嘱託職員については、年数等を定めて募集しておりますので、制度導入後も満了時には公募をする予定としております。

以上が、制度の概要です。

資料3ページから5ページは、制定条例の規則です。条例で規則委任した事項について定めています。

それでは、制定条例について説明いたします。

議案1ページをお願いします。

先ほど説明しました内容で、条例制定並びに規則制定を考えておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

第1条は趣旨です。法律に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

し、必要な事項を定めるとしてあります。第2条は定義で、会計年度任用職員の用語の意義を定めています。第3条は会計年度任用職員の給与について、第4条は給料について、一般職の行政職給料表の1級、2級を参考に定めています。第5条は職務の級について、職種の複雑・困難・責任の度合いに基づき定めています。第6条は新採用時の給料表の号給を規則に委任し、定めるとしてあります。第7条は給与の支給方法、第8条から第12条までは各手当について定めています。第13条は勤務1時間当たりの給与額の算定について、第14条は給与の減額について定めています。第15条から第24条までは、パートタイムの会計年度任用職員は法律により期末手当以外は給与ではなく、報酬でしか支給できないことから、フルタイム会計年度任用職員と同様の規定を設けてあります。第25条は共済組合の掛金など、給与から控除できるものを定めています。第26条は特例を、第27条は規則への委任を定めています。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第60号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、説明いたします。

議案第59号と同様に、臨時・非常勤職員等の取り扱いについて法改正され、それに伴う関係する13の条例を改正するものです。

議案第60号資料の1ページをごらんください。

1つ目は、福崎町職員定数条例の一部改正です。職員定数に含める人数において、現行、臨時、非常勤職員は含める必要がありませんでしたが、この改正による総務省マニュアルによりますと、臨時職員であっても正規職員として採用すべき場合は定数として含めることとなったための改正でございます。

中段は、福崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。人事行政の運営状況等について、広報等により報告することとなっておりますが、この改正により下線部、法22条の2第1項第2号に挙げる職員フルタイムの会計年度任用職員も報告の対象職員となることからの改正でございます。

下段は、福崎町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。第4条第1項の改正は、文言の整備です。第4項は、会計年度任用職員は任期が1年以内であることからの改正でございます。

2ページをお開きください。

第8条の改正は、パートタイムの会計年度任用職員は報酬で支給することからの改正でございます。

次は、公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正です。第2条第2項第1号の改正は、派遣できる職員に再任用職員を含める改正で、同項第3号の改正は、地方公務員法の改正に伴う対象条文の改正と文言訂正となります。

3ページをお開きください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。第18条の改正は、現在、非常勤職員の勤務時間等については任命権者が定めることとなっておりますが、今回の地方公務員法の改正により、非常勤職員等が会計年度任用職員として制度化されたため、改正するものでございます。

次は、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。

第7条第2項の改正は、会計年度任用職員は総務省マニュアルで勤勉手当を支給できないことからの改正でございます。第8条の改正は、育児休業した職場復帰後の号給調整については、総務省マニュアルにより会計年度任用職員は該当しないことからの改正でございます。

4ページをお開きください。

第17条第1項第2号の改正は、第7条で先に謳ったため削除するものです。次は、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例です。

第1条の改正は、地方自治法改正により対象条文がずれたため改正するものです。

5ページをお開きください。

別表1の中段、交通指導員については、地方公務員法の改正により特別職非常勤に該当しなくなったため、削除するものです。また、6ページ3段目の産業医については、安全衛生法により50人以上の職場に配置することが義務づけられており、郡の医師会を通じ、毎年委嘱しておりましたが、特別職非常勤職員として該当することから、今回、加えます。また、法律等に定めのない要綱設置等の委員会についても柔軟に対応するため、前各項以外の附属機関の構成員のその他の非常勤の職員として追加しております。

次は、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。

第30条の改正は、給与条例主義により非常勤職員の給与について規定していましたが、地方公務員法の改正により、非常勤職員が会計年度任用職員として新たに条例で規定することによる改正でございます。

次は、福崎町職員の一般職に属する技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。

第3条の改正は、臨時的任用職員が地方公務員法の改正により、条文中で明確に規定されたことから、あえてここで除く規定を謳う必要がないことからの改正となります。第4条の改正は、地方公務員法第57条で、技能労務職員は給与等の取り扱いは別で定めることとしており、技能労務職員として会計年度任用職員を採用する場合は、給与等の取り扱いを規定する必要があるため、ここで定めています。

7ページをお開きください。

福崎町職員特殊勤務手当に関する条例の一部改正です。

第1条の改正は、一般職については、この条例により特殊勤務に従事した場合、手当を支給していますが、会計年度任用職員についても同様に支給することができるようにするものでございます。

次は、福崎町職員等の旅費条例の一部改正です。

第1条の改正は、パートタイムの会計年度任用職員などの非常勤職員は、旅費ではなく費用弁償で支給することとなりますので、旅費で支給する再任用職員と会計年度任用職員のフルタイムを除く非常勤職員はこの条例から除くための改正となっております。

8ページをお開きください。

福崎町生活科学センター条例の改正です。

今回の法改正は、非常勤職員の任用根拠等を明確にするための改正ですが、この条例では職員の配置を謳っている条項があることから、その根拠を明確にするため、2項に規定をいたしております。

次は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。

第16条の改正は、技能労務職員と同様、地方公務員法第57条で企業職員は給与等の取り扱いは別で定めることとしており、企業職員として会計年度任用職員を採用する場合は、給与等の取り扱いを規定する必要があるため、ここで定めています。

この関連する条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日に合わせ、令和2年4月1日から施行します。

次に、議案第61号について、説明いたします。

福崎町情報公開条例及び福崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、平成29年5月に施行されました個人情報保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、要配慮個人情報の取り扱い等について改正するものです

議案第61号資料の1ページをごらんください。

条例改正の概要です。まず、福崎町情報公開条例の一部改正です。

個人情報保護条例における個人情報の定義と整合性を図るため、情報公開条例の個人情報の規定を個人情報保護条例に合わせ規定をいたすものでございます。

2ページをお願いします。

福崎町情報公開条例の新旧対照表です。

第7条第1項第1号の改正は、個人情報保護条例に合わせ、個人の情報の定義をより明確化するため、このように電磁的記録とか音声の記録、そういった具体化するものを含めた改正でございます。

1ページにお戻りください。

次に、福崎町個人情報保護条例の一部改正です。

ポイントは4点ございます。まず1点目は、要配慮個人情報の定義の追加と収集の制限です。行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の改正により、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報に関する規定の整備がなされています。条例では、情報収集制限を行っていた思想や信条、犯罪歴に関する事項から情報の範囲を広げ、要配慮情報として定め、収集制限をより厳格化する改正です。また、一方で、災害時など人命にかかわる場合は、収集を行う必要が生じる事態も想定し、例外的に収集を行ってもよい場合を規定するものでございます。

2点目は、事業者の定義に関する整理です。国・地方公共団体以外にも独立行政法人や地方独立行政法人においても個人情報についてみずからの権限と責任において保護施策を講ずべきところから、国や地方公共団体と同様としたことから、事業者の範囲から除くものとなっております。

3点目は、オンライン結合の制限と緩和です。総務省通知により多くの地方公共団体は、オンライン結合を制限していますが、ITの活用により、行政サービスの向上や行政運営の効率を図る上で、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、その見直しを進めていく必要性があります。また、今年度から予定していますコンビニエンスストアでの住民票の交付については、本人の請求に対して提供することから、本人に不利益を与える可能性が極めて低い、そのようなことから、この場合は個人情報保護審査会の意見を聞くことなくオンライン結合が可能となるように改正するものでございます。

4点目は、個人情報の利用及び提供の制限です。現行の条例では、実施機関において個人情報を収集した目的外の利用及び実施機関外への提供は例外規定を定めていますが、行政機関個人情報保護法により、新たに例外規定が具体化されたため、それを加えたものになります。

それでは、資料2ページ下段をごらんください。

新条例の第2条第1項第3号の追加は、今回の改正によりこの法律が複数出てくるようになるための追加でございます。新条例第2条第1項第4号への追加は、先ほど説明しました1点目の要配慮個人情報の定義の追加と収集の制限によるものとなります。

3ページの第7号の改正並びに第7号第2項第5号の改正は、2点目の事業者の定義の整理によるものでございます。第6条は文言の整理です。第7条第3項

の改正は、1点目の要配慮個人情報の定義の追加と収集の制限によるもので、個人情報の収集について、より厳格化するための改正となります。

4ページをお願いします。

第8条第1項第3号及び第4号の追加は、4点目の個人情報の利用及び提供の制限によるもので、より具体化をしています。第9条の改正は、3点目のオンライン結合の制限と緩和によるものです。第9条第1項では、法令の定めに追加し、公益上必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがない場合は、オンライン結合により個人情報の提供は可としています。同条第2項は、審査会の意見聴取を謳っておりますが、第1項でオンライン結合を新たに規定したため、2項においてもオンライン結合を加え、審査会の意見を聞かなければならないとしています。同条第3項の改正は、オンライン結合でも審査会の意見を聞く必要がない項目を新たに規定しています。

5ページ、第15条第1項第3号の改正は、2点目の事業者の定義の整理によるものと、文言の整備でございます。

この条例は公布の日から施行いたします。

以上、議案第59号、60号、61号の説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第20 議案第62号 福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第63号 福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第20、議案第62号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第21、議案第63号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第62号、福崎町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、町営住宅への入居者の決定に際し、入居者の連帯保証人について町内居住者としておりますが、町内居住者の連帯保証人の確保が困難な方もあることから、兵庫県内の居住者に改正するものです。また、公営住宅法施行規則の改正による条ずれがありますので、あわせて改正をいたします。

この改正は、公布の日から施行いたします。

議案第62号資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第63号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

女性の活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令の改正により、希望される方に対して、住民票、個人番号カードへの旧氏の併記が可能となります。これにあわせて印鑑登録証明書にも旧氏を併記できるよう、条例を改正するものです。

議案第63号資料をごらんください。

第6条の改正は、住民基本台帳に旧氏を登録することにより、登録できる印鑑に旧氏も使用できるようにするものです。第7条の改正は、印鑑登録原票に旧氏をあわせて登録できるようにするものです。

次ページをお開きください。

13条の改正は、旧氏の変更により、印鑑が使用できなくなった場合、印鑑登録を削除するものです。その他の改正は、文言の修正等になります。

この改正は、令和元年11月5日から施行いたします。

両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同賜りますようお願いいたします。

日程第22 議案第64号 福崎町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第65号 福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第22、議案第64号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について及び日程第23、議案第65号、福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第64号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第64号資料1ページをごらんください。

今回の改正は、国の令和元年度地域支援事業実施要綱等の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、地域支援事業の総合事業において、国が定める単価の改正が示され、要支援1と2の介護予防支援計画と要支援1と2及び事業対象者の介護予防ケアマネジメントについて、介護給付において介護人材の処遇改善や消費税率の引き上げに伴い、報酬改定が行われることを踏まえ、訪問介護及び通所介護等に倣って見直しを行うものでございます。

資料2ページ、新旧対照表をごらんください。

健康福祉課別表において、手数料の額について1番の介護予防支援計画作成手数料の①基本作成料4,300円と、2番の介護予防ケアマネジメント手数料、①②③4,300円をそれぞれ4,310円に改正するものでございます。

なお、この条例につきましては、令和元年10月1日から施行いたします。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

続きまして、議案第65号、福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第65号資料1ページをごらんください。

今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことを受け、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものです。

改正内容の1点目につきましては、被災者の返済負担の軽減を図るため、法律で3%に固定されていた災害援護資金の貸し付け利率について、市町村の政策判断に基づいて利率の設定が可能となったことから、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸し付け利率を参考に、条例第14条第2項において、保証人を立てる場合は無利子とし、被災等により保証人を立てられない場合は年3%以内と改め、その利率を規則へ委任するものです。

2点目につきましては、償還方法について条例第15条第1項に、年賦償還、半年賦償還に月賦償還を追加いたします。

3点目につきましては、被災等により保証人が立てられない被災者も災害援護資金の貸し付けが受けられるよう、貸し付け条件の一つである連帯保証人の必須

義務をなくします。

資料２ ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第１４条の改正は、保証人の文言追加と利率を改めるものです。第１５条の改正は、月賦償還の追加と施行令の保証人の規定が削除されたため、条番号の整理で第１２条を第１１条に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成３１年４月１日から適用いたします。また、改正後の規定は、この条例の適用日以後に生じた災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸し付けについて適用いたします。

以上で、議案第６５号の説明を終わります。

２議案ともご審議賜り、ご賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 日程第２４ 議案第６６号 福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第２４、議案第６６号、福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第６６号、福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

当議案は消費税率の改正に伴い、福崎駅前広場の占用料等について一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

福崎町では、各施設の使用料金につきまして、今回の消費税率の改定を踏まえ、福崎町全体の使用料金等を見直す方針といたしております。時期的には令和元年１２月議会におきまして、各関係条例の整備に関する条例を上程いたしまして、一括改正を目指すもので、改正周知の期間を設け、令和２年４月からの施行といたす方針としております。

議案第６６号の説明資料をごらんください。

新旧対照表を添付させていただいております。

福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例は、平成３０年１２月議会におきまして、議決をいただいたものでございますが、当時からのこの１０月より消費税率が改定されるといった情報もありましたことから、議案資料の新旧対照表の旧の備考でございます（３）にもございますように、消費税率が改定されました場合には、自動的にその変更となった税率を乗じて得た額を加えた額として料金を徴収するといったことにしておりました。しかしながら、先ほども申しましたように、福崎町の他の施設と比べますと、令和２年４月からの施行とする方針には沿っていないこととなるため、今回、一部につきまして改正を行いたいというふうを考えてございます。

具体的な変更につきましては、議案資料にもございますように、タクシー待機場場につきましては、外税の１，０００円といたしておりましたものを内税とし、１，０８０円に、集会・演説等に類する催しにつきましては、１０平方メートル当たり外税の１００円を内税として１０８円に、あわせまして申請１件当たりの最低金額につきましても、外税の１，０００円を内税といたしまして１，０８０円に変更いたすものでございます。あわせまして、備考欄の（３）につきましても、消費税込みの金額と表記しておりましたので、削除させていただきたいと思

います。

施行につきましては、消費税率が改定されます令和元年10月1日よりといたしております。なお、本条例につきましては、町の他施設に合わせまして12月議会におきまして、一括改正を行う際に再度上程をさせていただき予定といたしております。

以上、議案第66号、福崎駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての議案説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 日程第25 議案第67号 福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第25、議案第67号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第67号、福崎町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この議案につきましては、水道法の一部を改正する法律が平成30年12月に公布され、これに伴い給水装置工事事業者の指定について5年の更新制が令和元年10月1日より導入されます。事業者の資質の維持向上を目的に、指定の有効期間が従来は無期限から5年間となり、更新を受けなければ効力が失われることとなりました。そこで、新規指定及び更新に係る手数料を一律1件につき1万5,000円に定めようとするものです。

議案書67号資料、新旧対照表をお願いいたします。

第33条第3号で、給水装置工事事業者指定手数料1件につき、1万6,800円を指定または当該指定の更新手数料1件につき1万5,000円に改めるものです。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第26 議案第68号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第69号 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第26、議案第68号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第27、議案第69号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第68号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第68号資料1ページをごらんください。

今回の改正は、10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、子ども子育て支援法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国が示す特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことにより改正をするものです。

改正内容は、主に3点ございます。

1点目が、子どものための教育・保育給付に係る用語の改正であります。改正法において、子育てのための施設等利用給付が創設され、既存の子どものための教育保育給付と同様の手続きが定められました。これに伴い、新設の子育てのための施設等利用給付にかかわるものと区別するため、既存の子どものための教育・保育給付にかかわる用語を改めるものであります。

2点目が、食事の提供に要する費用の取り扱い変更です。右側の表の上の図をごらんください。無償化後のところで、1号認定、2号認定ともに主食費は持参、副食費は実費徴収ということで、いわゆる食事の提供について、保護者から費用の支払いを受けることができるようになります。また、支払いを受けることができない場合の要件を新たに規定します。

右側の下の表をごらんください。1号認定は、町民税所得割額が7万7,101円未満の世帯、2号認定は町民税所得割額が5万7,700円未満の世帯と、ひとり親世帯等における町民税所得割額が7万7,101円未満の世帯は、食事の提供に要する費用は免除となります。また、1号認定と2号認定で、認定ごとのカウントによる第3子以降も免除となります。3号認定はこれまで同様保育料に含まれます。

3点目は、次にご説明する議案第69号と関連いたしますが、地域型家庭保育事業者等における連携施設の確保について、所要の改正を行うものであります。

この条例は令和元年10月1日から施行いたします。

以上で、議案第68号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第69号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第69号資料の1ページをごらんください。

今回の改正は、国が示す家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより改正するものであります。

家庭的保育事業は認可施設であり、現在、福崎町に該当する施設はございません。

改正内容は、主に2点ございます。

主な改正の1点目が、資料1ページの左側に太字で、1、連携施設の確保義務の緩和及び免除であります。当条例第6条第1項において、家庭的保育事業者等は利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等における保育の提供の終了後も満3歳以上の幼児に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園、以下連携施設と言いますが、を適切に確保しなければならないとしています。これについて、規定の追加と改正を行うものであります。

その1点目が、代替保育の提供元として、小規模保育事業所等を追加するものであります。代替保育とは、家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により、保育を提供することができない場合に、その家庭的保育事業者等にかわって提供する保育のことです。その代替保育の提供元に小規模保育事業所等を追加するものであります。小規模保育事業所とは、資料1ページ右側の家庭的保育事業等の概要というところに絵がございませぬけれども、その一番上が小規模保育事業であり、定員が6人から19人のものであります。

2点目が、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和であります。家庭的保育事業者等が卒園後の受け皿の確保が著しく困難であると認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするが、一定の要件を満たす事業者を確保しなければならないとするものであります。

3点目が、満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除であります。保育所型事業所内保育事業所とは、先ほど見ていただきましたが、資料1ページ右側の家庭的保育事業等の概要のところには絵がございますけれども、その下から2つ目が事業所内保育事業であり、このうち定員が20人以上の大きな事業所であります。この事業所について、適当と認めるものは連携施設の確保を不要とするというものでございます。

4点目が、経過措置の5年延長であります。連携施設の確保については、経過措置が設けられており、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができるかと認められるときは、5年間は連携施設を確保しないことができるとする経過措置を5年延長し、10年とするものであります。

次に、主な改正点の2点目が資料1ページの左側、下のほうにあります、2、食事の提供の特例経過についてであります。当条例第15条において、家庭的保育事業者等における食事の提供は、自園調理によることとされていますが、第16条において、食事の提供の特例（外部搬入）について規定しています。これについて、規定を追加するものであります。食事の提供に係る外部搬入を可能とする施設の追加であります。家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、一定の要件を満たしている事業者から食事の外部搬入を可能とするものであります。また、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置をさらに5年延長し10年とするものであります。

この条例は、令和元年10月1日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。2議案ともご審議賜り、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 日程第28 議案第70号 令和元年度福崎町一般会計補正予算（第3号）について

議 長 日程第28、議案第70号、令和元年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第70号について、ご説明申し上げます。

令和元年度福崎町一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,460万円を追加し、補正後の予算の総額を83億1,190万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をさせていただきますので、まず、歳出の21、22ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第70号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 日程第29 議案第71号 令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

#### 日程第30 議案第72号 令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議 長 日程第29、議案第71号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について及び日程第30、議案第72号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第71号、令和元年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条では、元号を定める政令の施行に伴い、平成31年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算全体における元号の表示について、令和に統一いたします。

第2条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億5,640万円とするものです。内容は、過年度分に係る保険給付費等交付金の精算によるものとなります。

詳細につきましては、議案書の事項別明細書でご説明いたします。歳出の3ページ、4ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

なお、議案第71号資料1ページから2ページに勘定表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で議案第71号の説明を終わります。

続きまして、議案第72号、令和元年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ17億550万円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。事項別明細書の歳出3ページ、4ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

なお、議案第72号資料1ページから3ページには勘定表と返還額一覧表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で議案第72号の説明を終わります。

2議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

日程第31 議案第73号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議 長 日程第31、議案第73号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第73号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

当議案につきましては、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定よりまして、福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

当該路線は、国道312号と2級町道天神七種橋線を結ぶ路線でございまして、株式会社三宅工務店によります開発行為により道路の新設がなされた箇所となっております。既設の道路を一旦廃止いたしまして、専用住宅16区画の開発により新設されました道路、こちらをあわせて町道認定いたすものでございます。なお、新設の道路部につきましては、令和元年7月10日に町職員によりまして完了検査を実施いたしております。その後、兵庫県によります工事の完了公告が8月9日、公共用地につきましては8月10日付で所有権移転をされまして、福崎町への帰属がなされております。

議案の別紙をごらんください。

路線の位置等につきましては、議案第73号資料の1ページにお示しをしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

廃止いたします路線は、3級377号線でございます。起点は、福崎新字内屋敷181番地先から、終点は福崎新字浦野296番1地先まで、延長につきましては、215.64メートル、幅員は2.1メートルから4.1メートルとなっております。

次に、認定する路線でございます。

資料につきましては、2ページをお願いいたします。

2級2363号線でございます。起点は福崎新字内屋敷181番地先から、終点につきましては福崎新字浦野296番1地先まで。起終点は同じでございますが、中ほどに開発により新たに設置された道路がありますので、延長につきましては319.80メートル、幅員は4.0メートルから13.0メートルとなっております。

ここで、新たに認定いたします道路を2級といたします理由についてでございますが、福崎町道路の管理等に関する条例、第4条の2に2級町道の条件が明記されております。その中に、国道と連結する道路、集落内の幹線道路、また開発許可を受けました住宅地で10区画以上の区域内道路とございます。本開発につきましては、先ほども申しましたとおり、専用住宅16区画となっております、2級町道としての要件を満たしたものとなっております。起点部につきましては、国道312号、終点部は2級町道と連結しており、また一部において狭小でありました箇所につきましても、24条工事によりまして、最小幅員が4メートルと解消されております。

以上のことから、今回の認定では2級と認定するのが妥当との判断によりまして、2級町道2363号線として認定しようとするものでございます。

以上、議案第73号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 以上で本定例会1日目の日程は終わりました。

次の定例会2日目は、9月9日月曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時40分